

平成 2 8 年

# 第 3 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開会 平成 2 8 年 9 月 8 日

閉会 平成 2 8 年 9 月 1 6 日

忠 岡 町 議 会

平成28年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

平成28年9月8日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室理事	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育委員会教育部長	柏原 憲一	教育委員会教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

ただいまから、平成28年第3回忠岡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

これより会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成28年第3回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- |       |        |                                      |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                           |
| 日程第2  |        | 会期の決定                                |
| 日程第3  |        | 諸般の報告                                |
| 日程第4  |        | 一般質問                                 |
| 日程第5  | 忠議第 1号 | 忠岡町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について         |
| 日程第6  | 議案第39号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて             |
| 日程第7  | 議案第40号 | 平成27年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について       |
| 日程第8  | 議案第41号 | 泉州水防事務組合の解散及び財産処分に関する協議について          |
| 日程第9  | 議案第42号 | 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について           |
| 日程第10 | 議案第43号 | 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第11 | 議案第44号 | 平成28年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)について       |
| 日程第12 | 議案第45号 | 平成28年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1          |

号) について

日程第13 認定第 1号 平成27年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 2号 平成27年度忠岡町水道事業会計決算認定について  
以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

第3回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。昨夜、また、今朝は久しぶりの大雨、降雨でした。被害が少なくはっていますが、今、職員には点検に走らせているところでございます。また、東北・北海道のほうでは、また九州では被害に大きなものがあるようですが、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それにしましても、ことしの夏は暑かったわけですが、暑い中には参議院選挙や東京都知事選挙を初めリオのオリンピックなど、熱くなるようなものも多かったようでもあります。高校野球やイチローの記録など話題の多い夏でもありました。

本町では、「ただおか・甲子園」も記憶に残して、夏が去っていったように思いますが、台風も7、8、9、10、11、12、13と次から次に来たと、そういったような夏でございました。

本日の本会議開会に当たり、議長様を初め議員の皆様には、大変お忙しい中にもかかわらずご出席を賜り、ありがとうございます。

さて、本日、泉州水防組合の解散を提案させていただいておりますが、解散となると寂しいものであります。ご案内のように、泉州水防事務組合は、堺市、高石市、泉大津市、及び本町の3市1町で水防に関する事務を共同処理するために、昭和34年6月に設立され、現在まで57年間、組合事務を行ってまいりました。

近年、海岸防潮施設や河川堤防などの整備が進み、洪水や高潮に対する対策が進んだことや、消防組織が充実してきたこと、さらには平成25年9月10日に泉州地域災害時相互応援協定が締結され、広域的な防災連携の枠組みが構築されたことにより、水防行政のあり方について検討及び協議を重ねてきましたところ、解散という方向に至ったわけでございます。議員皆様のご理解を賜り、ご賛同いただきたいと思います。

また、付託の案件もありますが、他の議案についてもご賛同、ご議決いただくことをお願いして、挨拶にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、7番 三宅良矢議員、8番 藤田 茂議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月16日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。よって、会期は9月16日までの9日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成28年6月22日及び7月21日に行いました内容で、帳簿等は、同年5月31日及び6月30日現在であります。

検査につきましては、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認いたしました。また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井 秀次

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

まず、初めに三宅良矢議員の発言を許します。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひいたします。議席番号7番、無所属、三宅良矢でございます。お手元の一般質問の質問事項のとおり、この要旨に基づきまして9月の定例議会の一般質問をさせていただきます。

さて、今年度より福祉センター内にボランティアセンターが開設されました。ただ、周辺市におきましては、同様の組織は既に稼働しており、この出おくれ感は否定できません。しかし、人口密度や面積規模から考えれば、他市に負けないコンパクトな町だからこそできることも多くあり、また周辺市と連携することで大きな期待ができることもあると考えています。

以上のことを踏まえまして、質問の要旨にありますとおり、5点質問させていただきます。

まずは1点目でございます。現状におけるボランティアセンターの利活用状況はいかかなもののでしょうか。それにつきましては、4月開設当初との比較を踏まえてご回答ください。

2点目になります。ボランティア活動推進について、住民の方に向けたPRはどのように今後行われていくのでしょうか。それにつきましては、広報紙の片隅に掲載されていたことは僕も存じています。しかし、ボランティアコーディネーターが配置されているのは社会福祉協議会であり、民間事業所の位置づけとなっているはずで、役所と違い、広報するときにビラをまくというときに入札等を行う必要ももちろんないと思います。A4両面カラーコピーで、忠岡7,000弱世帯分でも1万4,000円ほどあればできる時代です。加えまして、小・中学校などこれからの人材への呼びかけも重要だと考えています。また、ボランティアコーディネーターは1人であります。そのできる範囲も限られてくるでしょうし、そのコーディネーターを支援するボランティアなども、サポーターも養成する必要があると思います。本内容を踏まえてご回答いただきたいと思います。

3点目です。他市町村とのボランティア活動推進に関する事業連携は図っていく予定はありますでしょうか。例えばですが、大津川を親しむボランティア活動の団体ができたとします。ただ、大津川は上流を含めると、泉大津、和泉市、岸和田市にもまたがってお

り、忠岡町だけで完結するものではありません。このような視点から考えますと、ボランティアコーディネーターの広域的なつながりは、広がり観点で見ますと必要不可欠であると考えますが、いかがお考えでしょうか。

4点目になります。社会福祉法改定により位置づけられた社会福祉法人の無償もしくは無料、低額における地域公益活動について、町内にある社会福祉法人はどのような取り組みが予定されているでしょうか。加えまして、忠岡町として地域協働の観点から、活動に町職員等を巻き込んだ提案をすべきと考えますが、いかがでしょうか。これにつきましては、取り組み予定があるのであれば、それを阻むものではないと考えています。しかし、多くの社会福祉法人が考えあぐねているという現状もあることを勘案してご回答ください。

5点目です。ボランティアセンターの課題についてです。あるとすれば、今後どのように考えていますでしょうか。これにつきましては、忠岡町として社協、地域の事業所や団体組織との連携という視点も踏まえて、ご回答願います。

以上、質問を一括回答にていただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問のまず1点目のご質問でございます。社会福祉協議会ボランティアセンターの現在のボランティア登録の状況でございますが、個人で4名、団体で8団体の登録がございます。団体の活動といたしましては、施設への慰問活動等を行っております。

第2点目、ボランティア活動推進について、住民の方に向けたPRはどのように行われていくのかのご質問でございますが、忠岡町社会福祉協議会におきまして本年6月にボランティアセンターが開設され、本町広報紙にて掲載させていただいたところでございますが、ボランティアの活動促進に向け、まず手始めに、ボランティアとはどういうものか学んでいただくために、社会福祉協議会によりボランティア入門講座を9月26日、月曜日に開催する予定でございます。この講座により、ボランティアに興味、関心を持っていただき、ボランティア活動に一步踏み出していただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3点目、他市町村とはボランティア活動推進に関する事業連携は行っているかでございますが、他市町村とのボランティア活動促進に関する事業連携は今のところ特にございませんが、大阪府社会福祉協議会と防災関係で把握、連携は行っております。また、大阪府社会福祉協議会におきましてボランティアコーディネーターの研修を行っていることから、情報交換等は行っている現状にあると聞いております。必要な場合は、大阪府社会福

社協議会や泉州ブロック会議に提案していきたいと社協は考えており、役場といたしましては、とにかくボランティアセンターのPR活動を初めとし協力でき得ることは連携していきたいと考えております。

第4点目、社会福祉法改正に関するご質問でございますが、社会福祉法の一部改正に伴い位置づけられた社会福祉法人の地域公益活動について、町内にある法人からは今のところ新たな具体的な取り組み等は予定されておられません。10月以降、国から関係法令等が示されてまいりますので、改正法第24条2項関係の考え方におきまして、提案できることを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5点目のボランティアセンターの課題でございますが、ボランティアセンターの認知度がまだまだ低い状況でありますので、ボランティア意識を持っていただくため、ボランティアの育成や啓発の仕組みづくりを行い、地域の事業所や団体組織も含めPR活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ご回答ありがとうございます。その回答を踏まえまして、再質問させていただきます。

まず1点目です。先ほど、2点目のボランティア活動推進について私からの質問の中に、小・中学校などこれからの人材への呼びかけも重要とあったのですが、そこへの呼びかけについてはどのようにお考えなのかということも1点目で、2点目になります。10月以降ということなので、10月以降に何らかの形で議会のほうにどのような取り組みをするのか報告いただけるのかということが、2点目となります。

3点目です。ボランティア活動の意識がまだまだ低いということなんで、スタートしたばかりなんで、まだそんないきなりスタートから高いことは望んでないんですが、その低いなら低いなりの役所や社協の、特に忠岡町の健康福祉部としての役割としてはどのようにあるべきかお考えか、ご回答いただきたいと思っております。

以上です。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）



議員ご質問のまず1点目の小・中学校の連携ということでございますが、こちらは教育部門と醸成を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

第2点目の10月以降、国から関係法令が示された場合はということでございますが、10月から12月の間で示されるという予定を国からいただいておりますので、12月議会に間に合えば、そのときにもご報告はさせていただきたいと考えておりますが、間に合わなければそれ以降ということでご理解いただきたいと思います。

次の育成、啓発に向けてでございますが、先ほどの答弁とかぶる部分がございますが、まずはとにかくPRのほうをしてまいりたいと思っておりますので、役所のほうも協力をいたしまして、チラシ等を全戸配布したり、地域の事業者や団体組織にも配布を行い、ポスターなどを作成いたしまして、公共施設や駅、商工会等に掲示依頼等を行っていただき、ボランティアの登録をしていただくとともに、ボランティアの需要の要望もあわせて行っていきたいと思っております。また、社協のホームページなんかでも発信していけるように社協等にも要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。すみません、事前にその話はなかったので、教育委員会としてもボランティアコーディネーターができたことで、これからの人材に対しての小・中学校としてボランティアの働きかけが来たときには、何らかの形でしっかりと連携をとっていくことはやぶさかでないと考えていますでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

もちろん、教育に来た時点で何らかの形で連携していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしく願いいたします。これは私自身のボランティアの勝手な、勝手と言ったら変ですけど、私自身の考えですけど、ボランティアは基本的には無償の奉仕活動ですので、

役場がこういうふうにするべき、社協のボランティアコーディネーターがこういうふうにはボランティアはあるべきという考えを表に出すのではなくて、住民の方が、さあボランティアを今急にこうしたいとか、ある日思い立って、グループでやりたいなどと思ったときに、そういった活動が妨げられないように、社協や役所はその制度、もしくはその相談体制、仕組みを広く整えておいていただきたいということを念頭に、この質問を終わらせていただきます。

次に、こちらにあります高齢者・障がい者・児童施策についてになります。介護人材の絶対的担い手不足及び減少の対策についてでございます。

介護人材不足の予測は明らかであります。職員の給料を上げれば全て解決するということを言うての方たちもいますが、それに単に帰結するということは簡単です。でも、それ以外でもさまざまな要素、要因が含まれます。例えば、先進諸国と言われて、よく日本のほうがそういったときに模範であるみたいなことを言われる北欧諸国に関しましては、例えば直接的な身体介護、抱き上げとかに関しては労働基準法違反、そして虐待という認識になっています。ですので、私、この対策について意見をしたいと思いますが、介護保険任意事業等の財源を活用して、リフト機材を積極的に導入して、歩行型、欧米型の身体介護は要は直接抱き上げ介護型から、機材をしっかりと使用できる形中心にシフトして、コミュニケーションは会話等を中心に、傾聴や受容のスペシャリストにならなければ、若手を含めて介護人材は、ただ腰を傷めるまでの使い捨ての人材か、単調労働において低賃金を得るだけの現状が今後も続いていくのは明らかです。これを解決するためには、行政及び事業所、雇用者を中心とした意識改革が、私は何よりも必要と考えております。

この以上の私の意見を踏まえまして、質問の内容であります介護保険事業所連絡会や医療と介護の連携推進会議等で解決に向けた意見集約や問題提起、取り組みへの呼びかけなど町は行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、次に高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に対して、一緒に質問させていただきます。民間公募をより多く、このような幅広い意見を取り入れるために、民間公募を続けていただくという意見ですが、いかがか。また、それが社会人、また事業所さんとか勤めてはる方が手を挙げやすいように、委員会を夜間や日曜日等に行うなど工夫すべきと考えますが、いかがでしょうか。ご回答を一括でお願いします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

まず、町内事業所の通所系、居住系サービスの事業所で組織されております福祉事業所連絡会におきまして、介護従事者向けに腰痛にならない介護術でございますとか、手指衛

生の重要性とノロウイルス、接遇についてなどの研修を現在、定期的に行っております。その中で、かたい話だけではなく、時には落語家さんを講師として依頼し、利用者とのコミュニケーションのとり方の講演の後、落語をしていただき、少しでも介護従事者の気分転換や労働意欲の向上につながるような活動を行うことにより、職業定着率向上や離職率低下につながる努力を行っております。

また、泉大津市医師会を中心に行っております医療と介護の連携組織におきましては、こういった取り組みが考えられるか検討できる機会を設けることができるかなど、医師会の先生に相談してまいりたいと考えております。また、それぞれの会での介護人材不足の解決に向けた意見集約や問題提起につきましては、まずそのような場を設けることができるかどうか検討を行い、少しずつ前進してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次の高齢者福祉計画、介護保険事業計画に関しましてのご質問でございますが、平成29年度に策定予定でございます。この計画策定には、毎回、公募委員を2名募集しておりますが、第6期計画の策定に関しましても応募がございませんでした。次期計画におきましても公募委員の募集はしてまいりたいと考えております。また、策定委員会の夜間や休日の開催につきましては、介護保険運営協議会にお諮りした上で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

特に、夜間とか休日にやることの意義とかをまた考えていただければと思います。ちょっと時間が迫ってきてますので、この項についての質問はこれで終わらせていただきます。

次に、認定こども園についてでございます。認定こども園は、教育と保育のみならず、老若男女を問わず地域の住民が一体となった1つのコミュニティ社会であることが望まれると思います。特に子育て最中の世代や、これから出産を迎える世代にとっては、どのような施設になるか、どのような方向に走っていくのか、どのような方針のもとで運営されるかに対して、大きな期待と、そしてまた一抹の不安、心配事でもあると思います。

それらを勘案されて、以下の質問にご回答ください。住民説明会はどの程度の回数を設ける予定でしょうか。これにつきましては、住民説明会は最低1回は必ずするかどうかという確約と、それとどれほどするかという内容がもしあれば、ご回答ください。

2点目です。意見がより反映される仕組みとして、認定こども園に向けた移管法人選定やプロポーザル要領策定に際して、利用者世代を中心とした公募委員を多く取り入れて、その方たちが、また先ほどの質問とかぶるんですが、手を挙げやすいように、委員会を夜

間もしくは日曜などに行うべきと考えますが、いかがでしょうか。これにつきましては、日曜日や夜間に開催する必要性や意義を感じておられるかという観点からのご回答ください。

次は、認定こども園移管に向けて参考にされた自治体はございますでしょうかということになります。

3点目です。プロポーザル要領（選定基準）については事前公表され、それはいつごろを予定されているか、4点一括で回答願います。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

ご質問いただいております幼保一体化の推進等につきましては、現在、本町が抱えております就学前の教育あるいは保育における課題の解決と、そして何よりも、より質の高い教育・保育の提供を目的に、本当に地域住民の方から広く愛されご利用いただける施設を整備してまいりたいと、現在取り組みを進めているところでございます。

住民説明会の開催回数等につきましてはですが、もちろん現時点では具体的な回数というのはお答えできる状況ではございませんが、もちろん複数回の開催を考えておるところでございます。

続きまして、2点目の意見がより反映される仕組みにつきましては、広く住民のご意見を伺うというようなことは、もちろん我々といたしましても非常に重要であるというふうに考えているところでございます。その中で、もちろん日曜日や夜間開催などの必要性についても十分認識しております。今後、さまざまな方法を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目の、参考とした近隣自治体等についてということでございますが、近隣自治体につきましては、田尻町、泉大津市、河南町、高石市につきましては、直接お伺ひさせていただいて、いろいろなお話を聞かせていただいたところでございます。もちろんそれぞれの市町における状況が違いますので、全てが本町に今すぐ当てはまるというものではもちろんございませんが、今後本町が進めていくに当たりましては参考とさせていただきたいというふうに考えております。

そのほか、幼保一体化を進めるに当たって、より具体的な内容につきましては、今後策定予定の（仮称）忠岡町幼保一体化推進基本計画の中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願ひいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

特に僕の質問の中で一番、確認になりますが、委員会を夜間や日曜日などに行うということで認識していただいているというご回答やったんで、それはまあ、必ずとまでは言わへんけど、でもそれをほごにするわけではないという認識でよろしいでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

もちろん、より意見を伺いますので、夜間とか休みの日、出やすいときに設定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

結構です。ありがとうございます。

すみません、次の質問に移らせていただきます。ふるさと納税についてです。この10月より返礼品についても本格的に忠岡は開始することになりました。僕も同級生とかにたまに「忠岡、どうなってるねん」と聞かれることもあります。10月からスタートすることですけど、僕も含めて一人一人できるだけ、特に忠岡を離れた同級生や友達とかに声をかけていきたいなと思ひています。

ただ、ふるさと納税に向けて、忠岡として特に町を離れた忠岡出身の方に対する呼びかけについてどのようにされるのか。一人一人がある意味セールスマンというような意識で行動されることやと思ひます。ふるさと納税で簡単な、そのときに手渡せるようなチラシがあつて、そこにそんなんがいただければ私もやりやすいですし、そこに簡単に携帯とかでアクセスできるようなQRコード等も印刷していただければと思ひますが、以上のことも踏まえましてご回答ください。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町へのふるさと納税に積極的なお取り組み、お考えをいただきまして、ありがとうございます。本町では、ふるさと納税額が低迷していることにつきまして、やはり他の納税額の多い自治体と比較いたしますと、納税額に対する返礼品の種類に差があること。あるいは、PRの方法が大きな要因であると考えております。

返礼品の充実にありますは、7月に募集いたしましたところ、現在、17の事業所から応募をいただき、そのうち12の事業所から39の品目について手続を行っているところでございます。また、PRにつきましては、来月3日からふるさと納税のインターネットサイト、「ふるさとぷらす」及び「ふるさとチョイス」にアップすることになっておりまして、今後、全国からの寄附をお待ちするとともに、さらなる返礼品の充実を図ってまいりたいと考えております。

さて、ご質問の忠岡出身の方への周知につきましては、ただいま申し上げましたインターネットサイトやホームページの掲載、並びに議員ご提案のようなパンフレットの配布によりまして広報をしてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ぜひとも進めてください。

そこで、ちょっと質問がありますが、ふるさと納税のどれぐらい、件数なのか金額なのかわからないですけど、目標とかは設定されていますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

前回、補正予算をさせていただいたところでございますけれども、今年度につきましては、もう既にあと4カ月程度となっております、どれぐらい伸びるかなと思いますけれども、今のところ500万円から1,000万円程度まで伸ばしたいなというふうには考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ぜひみんなで一体となって頑張っていきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。まちづくりの魅力アップについて、またその次のまちづくりについても、あわせて質問させていただきます。

庁舎や文化会館の前の敷地、また各町内の公園など公共用地を利用して、また、まちカフェなど地域の人が気軽にコミュニティの集う場、活用する場としてできる仕組みを整えるべきかと考えますが、いかがでしょうか。これは例えば、泉大津市の南出賢一議員が、助松公園で地域やインターンと連携して活用して、それがまた商店街の活性化、イベントの開催などに波及するなど、そのような効果を生んでいます。また、地域活動団体におけるセルフビルド方式というのがあります。その推進の仕組みを整えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

これにつきまして参考自治体であれば、長野県下條村というところで導入されています。これは例えば、道がくぼんでいたり、公共物に落書きされている、河川の草が伸びているなど、本来であれば村役場にやってくれ、やってくれと言うてくるところを、役場に置いている原材料、要は機械をもとに、自分たちでやってくださいよということです。これ、導入からなじむまで10年ぐらいかかったというので、結構すぐには効果は生まないと思うんですが、一言で言うと、材料費は町で負担するから自分たちでやってくれよということになります。安価な住民サービスのコストカットというふうにとられても、それは間違いやと思うんですが、ただ先ほどありましたボランティアの活動活発化という観点からいうと、今進めていくのが適任かなと思っています。範囲や内容については議論のあるところでしょうが、住民力、住民自治をうたうのであれば、ぜひとも導入検討をいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略をことし3月に策定いたしまして、人口の減少を抑制することを目指しているところでございます。ご質問のように地域コミュニティを醸成することは重要であるというふうに認識しておりまして、その総合戦略にも地域づくりを目標に掲げているところでございます。

つきましては、公共施設の本来の利用目的を逸脱することなく、法令に反しないものであれば、住民の皆様にご利用をいただいで結構かと考えておりますので、地域の皆様の発案と実行力に期待をしたいというふうに考えております。

次に、まちづくりの件でございますけれども、ハード整備などの大型事業や、町全体にかかわるソフト事業で自治体が行うべきものと、地域の方々が地域のために行われるイベントであるとか、清掃、補修といったものを含めたソフト事業で成り立つものではないか

など認識しているところでございます。

質問の通告にもございますように、地域コミュニティに役立つ公園の遊具のペンキ塗りにつきましては、町職員が気づかないこと、あるいは直ちに予算執行ができないというようなことがございまして、このようなときにはけがや事故がないように地域の皆様で実施していただくということは、まことにありがたいこととございます。

しかしながら、もう1つ例に挙げられております舗装につきましては、公園のブロックが欠けたものにセメントを塗るといったような簡易な作業ではありませんで、人、自転車あるいは自動車が通行する際に、事故につながるということも考慮しなければなりませんので、このあたりは自治体が設計あるいは工事を行うべきハード事業であるというように考えております。

本町では、魅力あるまちづくりにつきまして地域活動団体皆様の活躍に期待しておりますので、お取り組みいただける事業につきましては今後検討をさせていただきたいというように考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

よろしくお願いたします。ボランティア活動ですので、多分ボランティア保険とか、そういった対象内にもなってくると思いますので、また、そういった連携も踏まえて推進していただければと思います。よろしくお願いたします。

すみません、最後の質問に移ります。職員の報酬についてです。質問内容は、時間がないので端的に。人事院の勧告がありましたので、忠岡町はこの厳しい財政状況の中、それでもそれに従って引き上げられるのか。また、非常勤の方の給与を先に待遇改善をすることのほうが、人を育てる、人を大切にする忠岡町としては必要と考えますが、ご回答お願いたします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

先般、人事院から平成28年度の人事院勧告が出されましたけれども、本町の勧告に対する考え方といたしまして、国家公務員の給与に準ずることによって、地方公務員法第24条に規定しております趣旨に最も適合するということに考えております。また、これまでも財政状況が好ましくないということから、平成12年度から今年度までの間、若干解



除した期間はございますけれども、給料や管理職手当の削減を続けてきたというところがございます。このようなことから、今般の勧告につきましても、職員組合と協議をさせていただき、完全実施をしたいというように考えております。

次に、非常勤職員の給与を初めとした待遇の改善ということでございますけれども、非常勤職員の賃金につきましては、保育士、幼稚園教諭などの専門職や一般事務職ともに、近隣市を参考に決定をさせていただいております。また、休暇の制度につきましては、近隣市以上とさせていただいてるところでございます。今後も非常勤職員の待遇につきましては、近隣市の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員、これが最後です。

7番（三宅 良矢議員）

これが最後で、はい、させてもらいます。

1つご回答ください。非常勤職員の待遇改善に対して検討というのは、どれぐらい定期的に、そしてどのような形でされていますでしょうか。回答で結構ですので、よろしくお願いいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

待遇の改善につきましては、当然最低賃金の見直し等もございますので、その部分があります。それと、予算編成時というときに検討をさせていただきたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

公明党の北村でございます。一般質問をさせていただきます。

まず1点目、スポーツセンターについてであります。スポーツセンターについては、財政健全化により開館の見直しをされてきたところではありますが、プールと併設されていますスポーツジムの現在の使用状況といいますか、利用状況について答弁を求めます。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

スポーツジムの現在の使用状況等でございますが、スポーツジム、いわゆるトレーニング室の利用時間というものにつきましては、水曜から土曜まではお昼の12時から夜の9時、また日曜日はお昼から夕方5時までとしております。

利用状況につきましては、年々増加傾向にございまして、平成27年度は延べ1万4,625名の方がご利用いただいたというところでございます。また、時間帯別で見ますと、もちろんお昼の時間帯につきましては、もちろん開館前に既に数人待たれているような状況で、開館直後は十数人の方がご利用いただいているというところでございます。年齢層につきましては、日中ということもありますので、高齢者の方が多いというところでございます。

ただ、午後の6時以降、いわゆる夜間になりますと、1時間に4、5名程度、また8時以降については2、3名程度のご利用となり、使っていただいている年齢層につきましても、20代から40代の方が多いという状況でございます。

以上でございます。

3番（北村 孝議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

今、説明があったように、日中に比べると夜間の利用が少ないとのことでもあります。そこで、利用の多い日中の時間の延長をと考えます。例えば朝、午前中、今現在は12時からですよ。それを2時間ぐらい程度。事実、住民の皆さんからの要望といいますか、ご相談もでございます。こういった開館時間を繰り上げると、こういった考えはございませんか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

開館の時間の延長をというご質問でございます。開館時間につきましては、平成19年度より財政の健全化ということで、開館時間を朝の10時からお昼の12時というものに見直したという経緯もございます。また、もちろんまだまだ厳しい財政状況でございますので、開館時間の延長となりますと、委託料の増加もあるというところでございます。

ただ、先ほど答弁させていただいたとおり、年々ご利用の方もふえております。そういったことで、今後さらに利用状況をもうちょっと詳しく調査させていただきまして、経費を抑えながら、本当に費用対効果に十分配慮した開館ができないかというようなことについて、今後、再度調査また検証してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

開館時間の延長を質問させていただきました。今の時間帯にプラスアルファじゃなくて、例えば夜間の少ない時間を、今これから調査、いろいろされて精査する中で、例えば水曜日から土曜日まで12時から午後9時まで、日曜日は午後12時から午後5時までとありますけども、例えば遅くなるほどやはり利用者が少ないというのが現状ですよ、今のところ。例えば、この1時間でも、例えば8時までで終わっちゃうと。その分を開館時間、1時間、2時間程度、10時ぐらいからあけていただければ一番ありがたいんですが、そういったことから委託料、財政の問題とかありますけども、その部分を削って前に充てるということにつきましては、さほど大きな、財政的にも委託料にも大きな変化はないのかなと思います。実際のところわかりませんが、当然相手のあることですし、その辺は話し合いということにもなるでしょうけども、そういったことで毎日でなくて、せめて土曜、日曜ぐらいは、今大体企業さんなんかは土曜、日曜が休みというところが定着しますし、そういったところも考えていただいて、その時間の見直しといたしますか、その辺を。

例えば、月4週で先ほど、話があちこちになりますけど、4週で今現在、12時から9時までの間で1時間カットすると、4週で大体12時間ですかね、月にしたら。月5週で大体15時間ぐらい。土・日は2時間繰り上げて、4週で16時間、5週で20時間ぐらい。若干、朝早く10時から開館すると、時間は多少やっばり多くなりますけども、何度も言いますが、財政的な負担も少ないんじゃないかと思います。

これから、先ほどの答弁の中にありましたように、年々増加傾向にあるということでは

し、うれしいといえますか、期待の持てるところでありますけども、今、財政再建の健全化の中でやってる今の事業のこの範囲の中で、より効果的な形、有効的な形で、住民のよりニーズに合った形で利用していただくということをもう少し考えていただいて、今後の1つの課題として、住民の皆さんのお声もあることですし、財政健全化ということで住民の皆さんが使いにくいような形にもなってますけども、利用者がふえてるということは、それが今の現状で定着されてきているということで、より効果的な施設の利用をしていただくためにも、今後検討していただきたいと思います、こう思います。

町長、この辺についてどうですやろ。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

そういうご指摘は、絶えず見直していかななくてはいけないと思っております。正直言って、財政健全化の主要たる施設ですので、絶えず頭を使っているところでございますので、また指示していきたいと思っております。

3番（北村 孝議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

本当に何度も言いますが、今ある中での有効利用といえますか、住民の方々に利用しやすいような形で、少しでも喜んでいただくように取り組んでいただきたいと思います、こう思います。

次の質問に移ります。高齢者福祉についてであります。我が国におけるひとり暮らしの高齢者の数は、2010年の約480万人から、2020年には約670万人と大幅に増加することが予想されます。高齢者が地域社会で生き生きと暮らしていくためには、住民同士が会話する機会は非常に重要であると、こう認識しております。

そこで、公衆浴場はリラックスしながら気軽な会話が行える場として、地域の触れ合いの場としても重要な役割を担うなど我が国独自の生活文化であると、こう認識しております。また、自宅での入浴時の事故を防止する観点からも、公衆浴場での入浴は有効であると考えます。そこで、この公衆浴場に対して高齢者の方々、70歳以上の方々に、今お風呂は通常440円ですかね。非常に年金暮らしの方にとっては大きな負担となります。というて、入らないわけにもいかない。公衆浴場というのは、当初は衛生的な面もあって設置されているんですけども、こういったことから70歳以上の方々に割引をされる事業

を実施していただきたいということで、部長からの答弁を求めます。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の公衆浴場の割引の件につきましてでございますが、全国的に見て公衆浴場は減少傾向でございます。最近では、ヘルスセンター、健康ランド等、郊外の大型レジャー浴場等に加え、一般公衆浴場並みの料金で食事や休憩、娯楽施設もあわせ持つスーパー銭湯の増加が目立っている状況でございます。

忠岡町内におきましても、公衆浴場が現在1軒、一般公衆浴場でございますスーパー銭湯が1軒となっております。高齢者にとりまして地域住民との交流や触れ合いを深められるようなコミュニティの場としての公衆浴場の必要性は、非常に感じておるところでございます。

ただ、本町の財政状況は非常に厳しい状況でございますので、主に高齢者に対しまして入浴利用料の割引となりますと、その補填としての財源が必要となってまいります。現在の財政状況から厳しいものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

今、部長から答弁がありましたように、本当に公衆浴場、いわゆる銭湯が全国的にやっぱり減少していると。後継者がいないとか、健康上の問題とか、いわゆる各住宅の設備もよくなって、お家でお風呂が設備されて、そういったところで済ませてしまうということで、しかしながら、私も言いましたけど、触れ合いの場、いわゆるコミュニティの場、世代を越えた中での裸のおつき合いといいますか、私らも思い出せば小さいときは、昔はお家にお風呂があるところが少ない時代でした。そうしたところによると、お風呂へ行きますと、ご近所の大体同世代の親子が我が子のように親しく物を言ってくれて、交流も図られて、まちの中であっても叱られたり、いろんなことのそういうことの思い出があります。そのときには嫌な思いもしましたけど、今、この時代の中で希薄化されている中で、そういった悪いことをしていると怒ると、逆に今の世代の子どもさんは何をされるかわからないということで、なかなかお叱りをするというような場面も見受けられないということで、遠巻きに見ているというのが現状です。こういったことも含めて、話は戻りますけ

ど、銭湯で触れ合いを、またコミュニティをとすることを考えるわけでありませぬ。

1つ難しいのは、先ほど部長も答弁がありましたね、銭湯が減ってるということで、町内でもそうですよね。以前、私らのときは、よく使っていたときは7軒ぐらいあったんですかね。でも、だんだん少なくなって、つい最近は馬瀬のほうでも閉めはったということで、今はもう下のほうで1軒しかありません。この中で、行政がそのためにということはないんですけども、1軒のためにその補助をしていくということについてはちょっとやっぱり難しいかなあということも考えるところでもありますけども、大阪市さんでも実施されてるところがありますよね。その中でも、銭湯さんご自身も一定のやっぱりご負担をいただいて、行政とともに高齢者の方々に入浴していただくと。これも毎日じゃなしに年に何回かでも、月に何回かでも実施していただければありがたいなと。

例えば、こういうお話もあるんです。上がなくなったから銭湯に行けないために、ごくまれでしょうけど、タクシーで下のお風呂まで行ってはる人もいてはるみたいなんです。また、お家、複数の家族、息子さん夫婦、娘さん夫婦と住んで、どうしても高齢者の方が入ると気遣いもされると。また家族、またお孫さんらが入ると、どうしても汚いイメージをお持ちで、どうしても遠慮がちで、最後にお風呂に入るとか。大変な話では、何か先に入れば、風呂の湯を入れかえてまで、そういったことをされてるご家庭もあるみたいです。

そういったことから、実の息子、娘の子どもさんにそういったことをされるような中で、お気遣いされる中でお風呂に入るといふことも、私もどうなのかなと。そういった銭湯で本当に世代間を越えて、本当に憩いの場としてやっていただく中で、その上で440円という高額な、ほんと大変ですよ。毎日行けば1万4、5千円かかるんでしょうかね。そこへ頭を洗えば、また別料金も取られますしね。そういったこともあって、年金暮らしの方には非常に大きな負担にもなるということで、毎日やないですけども、年に何回かぐらいは取り組んでいていただければありがたいのかなと、こう思います。

そういったことを踏まえて、町長、どうですか、その辺の考え方。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

住民サービスの、また家族的な非常にいいホットなお話をお聞きしているんですが、私としてはいつも職員には、入浴については身障者並びにハンディのある者にできるだけサービスをしていこうという、ちょっとそういう立ち位置があります。今のお話、久しぶりにふるさとを思い出しました。そんな中で、老人会や、また地域の人たちにお話しして、そちらからも支援をしていただけたらと、こういうように思います。いいお話、ありがと

うございました。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

やっただく、いただかないは別として、町長はいいお話ということで、なごむような答弁をいただきましたけども、事前に部長ともお話をさせていただいて、他市では介護施設、いわゆる介護事業所ですね、そこで入浴ということで時間的にお借りして、入浴サービスということもされてるところもあるでしょうけども、そこではなかなか世代間の交流というのがやっぱり見られないのかなと思いますので、非常に何度も言いますが、1軒に対しての、これはあえてこのタイミングなんで、1軒しかありませんので、そこに公的な資金を投入するというのは難しいですけども、何度も言いますが、業者等の協力の中で、年何回かでも取り組んでいただければいいと思いますので、私の質問はこれで終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、前田長市議員の発言を許します。

4 番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4 番（前田 長市議員）

公明党の前田です。よろしくお願いたします。2点質問させていただきます。

まず最初に、1点目ですが、昨年の9月に要望していました胃がんリスク検診について、本年4月より実施していただき、大変にありがとうございます。胃がんの原因として明らかになっているピロリ菌は、感染によって胃の粘膜に炎症が起き、その結果、粘膜が弱まり、胃がんが発生しやすくなるということです。感染がわかれば、除菌の治療を行うことで、95%胃がんのリスクが低下すると、このように言われております。ピロリ菌の検査にはさまざまな手法、方法があるかと思いますが、本町の検査の中身について説明を願いたいと思います。よろしくお願いたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の胃がんリスク検診につきましては、昨年9月議会にてご質問いただき、平成28年度より予算措置を行い実施しておりますところでございます。本町が行っております胃がんリスク検診の内容につきましてご説明させていただきます。

本町が行っております検診は、議員仰せのとおり、ピロリ菌抗体検査とペプシノゲン検査の2種類の検査を行っております。ピロリ菌の抗体検査のみより、ピロリ菌検査と同じく胃がんの早期発見に有効なペプシノゲン検査を行うことにより、より精度の高い検診となっております。

判定区分はA、B、C、Dとなっております、D判定が一番高リスクとなります。B判定以上につきましては、萎縮性胃炎が見られ、ピロリ菌が存在することになりますので、ピロリ菌の除菌や胃の内視鏡検査をお勧めしております。内視鏡検査や除菌につきましては、保険適用にて行っていただき、除菌することにより胃がんの発生を防ぐことができることとなります。幾つかの薬剤を併用し、1週間程度で90から95%前後の高い確率で除菌できるとされております。二次除菌も保険適用となっております。

ピロリ菌は、60歳以上の世代では感染率が80%と極めて高いことから、検査の対象年齢は40歳から74歳までの方に1回限りとし、現在、胃の治療や手術を行っている方、また、治療を行ったことがある方、腎不全の方等は対象外とさせていただきます、検診費用の約4,200円のうち一部負担金500円をご負担いただき、行っております。ぜひとも受診対象者の方には受診していただき、胃がんのリスクに備えていただきたいと思いますと思っております。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田議員。

4番（前田 長市議員）

ありがとうございます。今も説明がありましたように、ピロリ菌は60歳以上の世代は感染率が80%と非常に高いリスクなわけであります。私もこの60歳以上になっておりますので、ひょっとするとピロリ菌が胃の中におるんではないかと思っておりますので、近々検診をしたいなど、このように思っております。

そして、40歳から74歳までの検査の対象年齢となっております。検査費用は、今も説明ありましたように、普通でしたら4,200円かかるわけであります。本町は、この助成によって500円を出していただくことによって検診ができるということで、財政の大変厳しいところではありますが、やはりそのように住民の皆さんの健康を第一と考えてい



ただき、このような実施をしていただきまして本当にありがとうございます。

ところで、今現在の受診者数は何人ぐらい、4月の1日から実施されておりますので、2カ月余りかと思いますが、今現在そのような検査ですね、血液検査でわかると言われておりますが、そのような検査は何人ぐらい今現在されてますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今現在、7月末時点での人数しか把握できておりませんで、現在の受診者数としましては60人ということでございます。

4番（前田 長市議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4番（前田 長市議員）

ここ2カ月余りで60人の方が検診を受けてるということですので、非常に喜ばしいことでもあります。そこで、ピロリ菌が感染しているとわかれば、次には除菌をしなければならぬわけでありまして。除菌するには、1人どのぐらいの費用がかかるのか。また、それは保険が、先ほどもちょっと説明がありましたんですが、保険が適用されるとの説明があったように思うんですが、その辺はどうでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の除菌の費用でございますが、まず保険適用となっております、二次除菌も保険適用となっております。除菌の費用額につきましては、初診代、薬剤、検査代等を含め保険適用で3割負担といたしまして、1万円から1万5,000円ぐらいで、4日程度通院が必要となりますが、通っていただいて、除菌していただくということになります。この1万円から1万5,000円ぐらいといいますのは、病院さんによりまして検査方法ですとか使用する薬剤の違いなどによりまして金額のほう微妙に変わってまいります。

以上でございます。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4番（前田 長市議員）

例えば、ピロリ菌の検診を受けようと思った人は、どのようにして申請して、その検査、検診を受けられるのか。また、病院はどこで検診を受けられるのか、その辺ちよつとお願いします。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

この検診でございますが、保健センターで行っております集団検診と町内の各医療機関で行っております個別検診と両方受診していただくことができます。保健センターで行うものにつきましては、事前にお申し込みいただいて、一定の確認がございますので、年齢要件ですとか、現在、胃の治療をしてないかとかというような確認させていただく項目がございますので、その分に該当しなければ、きちっと検査の対象の方であれば集団検診で受けていただく。町内の医療機関でしたら、医療機関でお申し出いただきましたら、その医療機関で先生に問診していただいて、該当すれば受けていただけるというふうになっております。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4番（前田 長市議員）

そうしますと、団体での検診で受けられますし、また、本町における病院ですね。ほとんど一応申し込みば受けられるということであるわけですね。

そうしますと、40歳以上の方は特定健診というのがありますね。で、私も特定健診を受けておるんですが、そのときに、一緒に胃がんリスク検診、このピロリ菌のあるかどうかという検診は同時に受けられるのでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほど申し上げましたとおり、条件がその方が受けていただける方ということになりましたら、一緒に集団健診でも、個別の医療機関でもご一緒に受けていただくことが可能で

ございます。

4 番（前田 長市議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4 番（前田 長市議員）

そうしますと、もう特定健診で一度でこの検診を受けられるということでもありますので、皆さんもやはり40歳過ぎましたら、この特定健診のときに一緒に、できたらこの胃がんリスク検診を受けていただきたいなど、このように思うわけであります。

そして、もしピロリ菌が胃の中におるといのがわかった場合、それが直接胃がんとの関係があるのか、その辺はどのように考えていますか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

胃がんリスク検診につきましては、胃がんにかかる危険度を調べる検査でございまして、胃がんを直接的に発見することはできません。胃がんや胃の病気を調べるときには、胃のレントゲンか胃内視鏡検査を受けることとなりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

4 番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4 番（前田 長市議員）

わかりました。そのように、どんな「がん」でもそうですが、早期発見、また早期治療が何よりも大切かと思いますので、今後ともこの胃がんのいろいろな検診についても積極的にまた取り組んでいただきたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。1点目の質問は以上であります。

次に、2点目を質問とさせていただきます。この質問も、ことしの3月に質問させていただいたわけでありましたが、病児・病後児保育について本年3月に質問させていただきました。子育てと仕事の両立を支援するためにも、働くお母さん、女性のために支援していただくものであります。子どもの突然の風邪や発熱、また37.5度のボーダーライン、そのような熱がありますと保育所では預かってくれません。熱が出ますと、1日で終わる場合もありますが、小さい子どもさんは3日、4日と続くわけでありまして。お母さんにと

っては仕事を休まざるを得ないわけであります。

そうしますと、今現在、やはり女性の活躍する時代、また労働者が少なく、どうしても女性が責任の重たい仕事についている方が非常に多いわけであります。で、会社も女性に期待しているわけであります。そういう女性に対して、3日も4日も休まれると会社も困りますし、また、本人さんも会社に行きづらくなってくるわけであります。そういうことを考えますと、やはりこの保育所の病児また病後児の保育について、本町においてももしっかり取り組んでいかなければならないと考えるものであります。

私も前回、質問させていただきましたように、今いろいろと本町で厳しければ、他市です、ね、岸和田、和泉市、また泉大津と隣接した地域でそのようなところと協議して、忠岡町のそういう病児の保育を取り入れていただけないかということで検討中であると、このような答弁をいただいたところであります。

それで、その後、どのような経過をしているのか、説明をお願いいたします。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

ご質問の病児保育等々につきましては、本町内ではそういった施設が今のところないというところがございます。それで、社会福祉法人の光生会さんが、岸和田市の小松里町に総合福祉施設小松里苑というのを整備されまして、その中に病児・病後児保育施設が入っておりまして、本年5月から施設の運営がされているところがございます。

以前も協議ということで答弁させていただいたんですが、本町におきましても、先ほどお答えさせてもらったとおり、町内にはございませんので、この光生会さんの施設を利用できるように協議させていただきまして、その結果、本町の子どもたちにつきましても受け入れていただけるようにというような形で、受け入れていただけるようになったというところがございます。

実際、完成後、周知ということもありますので、町内の幼稚園また保育所にパンフレットや申し込み書などを配布し、周知というのを図っているところがございます。また、今般、2学期が始まるということで、再度、就学前の施設に対しまして周知等をまた改めて行ったところがございます。

もちろん病児保育のニーズというのは、これまでもあったわけがございます。その際には貝塚市の水間にあります小児クリニックというのをご紹介させていただいておりましたが、車で行っても30分以上かかるということで、若干不便な状況でございました。しかし今回、受け入れていただいたところにつきましては、岸和田市の小松里町ですので、ここからでも10分程度ということで、本当に町内の保育所に通うのと同じような状況でご

利用いただけるということで、非常に安心してといたしますか、また利便性という面につきましても向上したのかなというふうに思っているところでございます。

実際の利用実績というふうなものでございますけども、5月以降の利用実績であります。登録につきましては、本町の方につきましては2件の登録というのがございました。使用についてはゼロということでございます。近隣等の自治体との広域での実施ということでございますが、今のところ利用実績もそれほど高いというものではございませんので、とりあえずは当分の間は現状で対応できるものではないかなというふうに考えております。

広域の実施ということになりますと、本町にとっても財政的、また人力的な負担を伴うということになりますので、現在のところは考えておりません。今後また必要があれば検討していきたいというふうに思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4番（前田 長市議員）

ありがとうございます。早速、このように小松里町に総合福祉施設小松里苑というところに協力を求めて、入所していただけるということでもあります。非常に忠岡とも隣接しており、車で10分ぐらいで行けるということで、非常に利便性があるかと思えます。

そこで、1日その保育児を預かる場合、どのぐらいの費用がかかるわけでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

利用案内等に記載しているんですが、1日ご利用いただきまして2,000円ということでございます。また、おやつ代として500円程度ということで、1日2,500円という金額でございます。

4番（前田 長市議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4番（前田 長市議員）

2,000円とおやつ代500円ですか、ぐらいで1日預かっていただけるということ

であります。

少し内容をお聞きしたいんですが、何歳から何歳までここでは受け入れしてもらえるのか。また、何時から何時まで受け入れできるのか、その辺ちょっと答弁お願いします。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

施設上の対象年齢というのは、この案内を見てますと、生後6カ月以降の方から小学校3年生までの児童というふうになっております。

利用の時間でございますけども、午前8時半から午後5時までという時間になっているということでございます。

4番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4番（前田 長市議員）

そうしますと、この施設を利用する場合、何か登録をしなければならないのか、それとも直接この施設に行けば預かっていただけるのか。もし登録が必要であれば、その登録費等が要るのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

先ほど答弁させていただいたとおりなんですが、基本的に事前に登録していただくというところがございます。登録料につきましては無料でございます。登録していただいて、その後そういった状況があれば、基本的にはできれば前日に予約なりしていただいて、定員もございますので、その辺確認いただいて、当日にそちらのほうにお子さんを届けていただくというふうな利用形態になります。

4番（前田 長市議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4番（前田 長市議員）

わかりました。そこで、やっぱり預けても、本当にそういう安全面ですね。安全で安心な医療体制、また保育体制がこの施設にはできているのか。お医者さんが常に常駐しているのか、その辺はどのようになってるのでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

もちろん病児保育の施設になりますので、保育士さん、またそういった看護師さんなりスタッフというのはおられるんですけども、ただ、お医者さんにつきましては、基本的には常駐ということではないんですけども、ただ、協力医院ということで岸和田市内の病院が2つ、そして本町の広部クリニックさんも協力医院ということで、3つの医院が協力体制をとってサポートしているということでございますので、そのあたりにつきましてもそういった病院と施設が連携をとりながらお子さんを預かるということでございますので、安心して預けていただければというふうに思っております。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4番（前田 長市議員）

ありがとうございます。安心して預けられるということでもありますので、安心いたしました。

和泉市でもことし6月から「病児保育室ポッぽ」という名前でオープンしたわけでありまして。本町も将来的にはそういう本町における病児の保育室ですね、将来的にはしていただきたいと思いますが、財政とか、また場所とかいろいろあって大変かと思いますが、今もいろいろ質問がありましたように、保育所と幼稚園の一体となれば、ひょっとしたら部屋も場所も大きく器もなり、またそういうこども園の中にそういう病児保育室というのも設けられんことはないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

今、本町、幼保一体ということで認定こども園というような形で整備を進めていきたいなというふうに検討しているところでございます。もちろんそういった施設ができた際には、今現在、本町では行われてないようなサービスで、特にニーズの強いもの、今回のご質問いただいている病児の保育というようなことにつきましても、そういったこども園がで

きたというふうになれば、そこで本町の中でもそういうサービスができるように努力してまいりたいというふうに考えております。

4 番（前田 長市議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4 番（前田 長市議員）

よろしく申し上げます。お願いばかりですが、今現在、2,000円から2,500円ということで、1日預かればということではありますが、この金額については忠岡町は助成してないということでもありますね。ということでもありますので、ぜひこれも、将来的には本町もその半分ぐらいはまた助成をしていただいで、1日1,000円ぐらいで預けられるような、もしくは無償で預けられるような、そういう体制を、非常に財政的にも厳しいですけども、将来的にはそういうこともぜひ考えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

先ほど答弁させていただいたように、まず本町の中でそういった施設が整備できればということもございますので、そういったものとあわせて、今のご質問いただいたことについてもあわせて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

4 番（前田 長市議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

前田長市議員。

4 番（前田 長市議員）

ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、前田長市議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6 番（河野 隆子議員）



議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党の河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、介護保険についてであります。介護保険制度の改悪によりまして、平成29年度までに要支援1と2の方が介護保険の給付から外して、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を廃止して、総合事業に移行されるということはもう皆さんご存じだと思います。国の狙う総合事業は、つまり多様なサービス、無資格、安物サービスや、自助・互助サービスに要支援のホームヘルプ・デイサービスを置きかえていく仕組みで、サービスの低下につながるということは、もう何度も党議員団で総合事業の問題点も指摘し、忠岡町がどう計画されていくのかという質問もさせていただいたところであります。

今回、全員協議会でその他資料が提出されました。国のガイドラインからの抜粋が載っております。訪問型サービスと通所型サービスが、現行の介護相当と総合事業によって新たに出てきた多様なサービスというものが載っております。通所では、緩和した基準によるサービスA、住民主体による支援サービスB、短期集中予防サービスC、訪問型ではそれに移動支援Dというのが示されております。

忠岡町がどのような形で総合事業に移行していくと考えておられるのか、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の総合事業への多様なサービスにつきまして、議員おっしゃるとおり、総合事業への移行は平成29年4月1日で、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護はそれぞれ、訪問型サービス及び通所型サービスに移行いたします。現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施いたします。これは現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の指定基準による訪問型サービス、通所型サービスを実施するものであります。

また、議員ご質問の多様なサービスにつきましては、現行相当のサービスに加えて、新たなサービスとして現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の基準を緩和したサービスを実施いたします。これは利用者さんの状態等を踏まえながら、生活援助やミニデイサービスを提供することによって、利用者さんの自立支援や介護予防につなげていくもの

でございます。このサービスの報酬単価は基準を緩和したものでありますので、現行相当の報酬の80%程度と設定するものでございます。

こちらが国の基準で示されておりますサービスAというものでございます。このサービスの報酬単価は、月額包括報酬から1回当たりの単価設定に変更することを検討しているところでございます。この事業につきましては、広域事業者指導課管内の岸和田広域5市1町の事業として同一基準で行われる予定でございますので、ご理解のほどよろしく願います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

多様なサービス、つまり来年の4月からは無資格者等による緩和基準サービスAに移行されると。そして、報酬が現行相当の80%で移行されていくことが今わかりました。しかし、これでは党議員団が心配しておりましたサービスの低下につながるということは明らかであります。

緩和基準サービスAですと、要支援1と2の方のサービス提供者はヘルパーの資格もなく、簡単な研修だけ受けた無資格者がサービスを行う。ですから、報酬も現行の、今おっしゃいましたように80%ぐらいというふうに計画されておられるようです。

要支援1、2の方は介護状態までは行っていない。料理やお掃除のお世話だけすればいいというふうに考えておられるようですが、それだけではございません。例えば、軽度の認知障害で、最初は加齢による物忘れかなと感じる程度だったのが、だんだん激しい物忘れへと移行していく。認知症も早期発見と早期治療が大切だと言われております。いろいろこういった状況を把握しながら料理やお掃除をヘルパーさんは今されております。

やはり専門的な資格を持ったヘルパーさんがサービスをする。短時間の研修だけの無資格では気づけないということが心配されます。ひいては、気づかず重度化して介護のほうに移ってしまうということも考えられます。結局は、安上がりのサービスがかえって症状を悪化させて介護のほうに移行し、給付費がふえるということも考えられるのではないのでしょうか。

そういったことから、80%程度の報酬の緩和基準型サービスAの導入はされるべきではないというふうに思います。今までどおりのちゃんと資格を持ったヘルパーさんがサービスを行う。現行相当の80%程度ではなく、生活援助であっても専門職である資格を持ったヘルパーによるサービスが必要でありまして、多様な主体によるサービスは現行のサービスに置きかわるものではありません。現行のサービスが来年4月から更新される方も、また新規で受ける方も、きっちりと忠岡町が100%の報酬を維持されることが、さ

きにも申しあげましたように、重度化も防げるというふうに思います。

なぜこういった改悪がされるかというのは、目に見えて社会保障の改悪でお金を出したくないという国の考えから来ているわけですが、この改悪によりまして報酬単価は月額包括報酬から1回当たりの単価設定に変更されるというふうに聞いております。今までは利用者が1カ月1回利用しようが、2回サービスを利用しようが、1カ月の報酬は同じように事業者には払われる。しかし、総合事業に移行されれば、1回当たりの単価設定に変更になるということになります。

月額ですから、例えばデイサービスを例に挙げたとしますと、月1回も、4回行ったとしても、忠岡町が出すお金は同じ。しかし、今度のこの総合事業、これに移行しましたら1回当たりの単価になる。デイは非常にやっぱり高齢者の方が行かれますから、気分によるものもありまして、きょうは休みたいと、気が進まないというふうにお休みされる利用者もごございます。そうしますと、事業所は報酬が減ってしまいますが、忠岡町は財源が助かる、減るということになるかと思えます。

本町は、現行相当の報酬80%の安上がりサービスではなくて、きちんと今までどおり100%の報酬を維持するべきではないでしょうか。この点についてお聞きしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の答弁でございます。総合事業に移行後の要支援1、要支援2の認定者さんは、全ての方が緩和した基準によるサービス提供を受けるものでもなく、対象者の状態を踏まえながら、既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケースや、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動を行う方は、ホームヘルパーによる現行の訪問介護相当のサービスを受けていただきます。先ほどの答弁でも、報酬単価は月額包括報酬から1回当たりの単価設定に変更することを検討しておりますが、指定基準は予防給付の基準を基本といたしますので、サービスの低下にはつながらないと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

現在、第6期の介護保険であります。この介護保険の事業の計画というのは、3年間の

計画でございます。27年から第6期が始まっておりますので、この3年間、報酬単価はそのまま、全額報酬額で予算をされておられます。予算を全額今までどおり組んでいるんですから、途中の来年29年度4月から、2年目ですね、ここから移行するというのはおかしいのではないのでしょうか。保険料もそれに合わせて設定をされておられます。100%のサービスを維持、提供すべきではないですか。予算も組んでいるんですから。その点についてはいかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ご質問の答弁でございます。これから高齢者の増加ということが見込まれる現状でございます。それと、介護人材の不足問題や保険料の上昇が考えられるこれからのことを考えますと、国から示されております緩和基準に応じたサービスにつきましては、導入せざるを得ないような状態と考えております。

しかし、あくまで利用者さんの状況を踏まえながら行ってまいりますので、その点のほうはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

忠岡町は総合事業に移行していく上で、よく5市1町、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市と、また忠岡町ということで、5市1町で検討していくというふうに聞いております。

そこで、高石市なんですが、高石市では緩和サービスA型も検討はしているが、来年4月からというのは本町とは違って慎重に考えて、まだやらないというふうなお考えであるようです。小さい町だからこそ、頑張れば今までどおりサービスの低下を住民に押しつけることなく持続可能な手だてがあるのではないのでしょうか。

ちゃんと、先ほども申しあげましたように、3年間の予算も組んでおられるわけですから、財源がもし足りないというようなことがあっても、高い介護保険料を皆さんお支払いされているわけですから、その保険料がはね上がることがないように、一般会計からも繰り入れる、そういったことも考えるべきではないのでしょうか。国と一緒になりましてサービスの低下につなげることをないようにされること、それが本町自治体の役割であるというふうに考えます。ですから、ちゃんと質の下がらないサービスを提供していただきたい

い。4月からとおっしゃっていますが、まだまだ考える余裕はあると思いますので、ぜひそれは強く要望していきたいと思います。

それに関連しまして、次の2番目の質問でございますが、指定事業者に安上がりの無資格サービスや人員等の緩和した基準にさせないためには、現行の介護報酬の単価を切り下げない、それは先ほどからも何度も指摘させていただいているところです。例えば、デイサービス、総合事業では通所型サービスというふうになっていますが、事業所が例えばこの人は現行のサービスの人、この人は緩和側サービスの人と分けて、サービスの提供が同じフロアでほんとにできるんでしょうか。

また、デイへ通う送迎の問題もございます。今はデイへ行くのにも、要支援1の方も迎えに来てもらって、そしてデイが終わればお家まで帰りを送ってもらおうと、そういうこともちゃんとしてもらっています。そして、時間も短縮されてしまうわけですね、この総合事業になりますと。

一番問題と思うのは入浴サービスですね。入浴サービスも、この総合事業に移された方にはないというふうに聞いております。お風呂に入ることは、清潔を保って健康維持にもつながりますし、心、精神的にも豊かになると申しますか、非常にお風呂に入るということは大事だと思うんです。本人が希望しても、希望にそぐわない、お風呂に入りたいと本人が言うても、ちょっとそれはだめですよ、あなたは総合事業に移ったのでお風呂は入れませんよといったことがないというふうに、それはきっちり忠岡町が保障されるべきだと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどより答弁のほうをさせていただいているところでございますが、あくまでご利用者さんの状態を見ながらケアを行っていくことになるかと思えます。ケアマネジャーさんが、その方が入浴サービスが必要で、この方にとっては現行相当サービスが必要であると判断いたしました場合には、現行相当サービスをご利用していただくこととなりますので、サービスの低下にはつながらないというふうに考えております。よろしく願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

ケアマネジャーが必要であると認めた場合は、これまでと同じ現行のサービスを提供できるということですが、忠岡町ではまだ一度も開かれてないといいます地域ケア会議ですね。この地域ケア会議を通じて、自己努力の押しつけ、利用制限であるサービスからの卒業というもの、こういったことを促して、ケアマネジャーさんへ圧力をかける、そういったことが非常に心配されるわけなんです、その点についてはいかがお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

地域ケア会議におきましては、個々のケースについて検討することは難しいと思われまますので、ケアマネジャーさんから相談があった場合には地域包括支援センターのほうで個々に検討していくことになると思われますので、特にその会議のほうからケアマネジャーさんへの圧力をかけて現行のサービスを使えないようにするということは行う予定ではございませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

現在、忠岡町では要支援の認定者の数は、1と2を合わせまして291人いらっしゃいます。そのうちサービスを受けておられるのが、1と2を合わせまして155人の方であります。ちゃんと資格を持ったヘルパーさんがサービスを提供することによりまして、重度化を防ぐ。非常に先ほど東部長さんのほうから、現行のサービスはケアマネジャーさんが認めた場合は行う、サービスの低下にはつながらないというふうなご答弁ではございましたが、町の采配で、この総合事業を丸々うのみになくできるというふうに思っております。ぜひ、今までと全く変わらないサービスですね、その報酬を80%に下げるとか、そして緩和基準、資格を持っていないヘルパーさん、本当に短時間の研修だけでできるというふうに聞いております。資格を持ったヘルパーさんは、長時間、何日もかけて研修を受けるわけですね。そしてまた、実習として施設にも3日間、実習にも行かれると。そういったことも現状ではされているんですね。ですから、かなりやっぱりその携わる資格者と無資格のヘルパーさんでは違いがあると思うんです。

なので、今までと全く変わらないサービスを100%の報酬で取り組んでいただく、このことが本当に大事だと思うんです。その点、ぜひ部長さんも頑張ってくださいと思います。

うんですが、最後にちょっとご答弁お願いできますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員のご質問に対しまして、総合事業の移行につきましては、国から示されておりますサービスA、B、C、Dとございます。本町といたしましては、広域事業者指導課管内の5市1町の中で、一応緩和型サービスAのところまでは基準で行うということで、意見のほうは統一的に今まとまっていってる方向でございます。このサービスAにつきましても、必ず、一応本町は採用するんですけれども、ほんとにその方、その方に応じて個々にケアマネジャーさんがマネジメントしてまいりますので、サービスの低下にはつながらないものと考えております。

この総合事業への移行につきましても、その方、その方につきまして新たに認定を行うタイミングで検討していく。ご本人さんのご要望等もお伺いして、そのままのサービスで行きたいとおっしゃる方にはそのままのサービスで続けていく。あるいは、緩和型の分につきましては、費用がやはりちょっと安くなってまいりますので、ご本人さんが「私は料理をつくっていただくだけやったら安いほうでいいわ」というご要望等ございましたら、そのほうに移行することも、ご本人さんのご要望によって変わる場合はあるかとは思われますが、できるだけ要支援1・2の方には十分なサービスを受けていただけるように、ご本人さんの自立援助や介護予防につなげていくために、本町といたしましてはサービスを行っていきたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

先ほども高石市さんの例も言いましたので、来年4月1日からきっちり始めていくと、そういったお考えはちょっと検討していただきたい。継続の方、もしくは新規の方が大変なことになると思いますので、その点は踏まえて慎重なお考えで計画を進めて、計画を進めていってもらいたくないですけど、100%の報酬でやっていただきたいということは要望させていただきます。

次に、学校のトイレの洋式化についてお尋ねしたいと思います。この質問、ことし3月にも質問させていただいたところですが、そのときにいただきました資料では、洋式率は中学校は82%で、忠岡小学校が19.2%、東忠岡小学校は23%だということでありま

した。しかし、今回の質問を出したことによりまして、3月の資料は誤りで、忠岡小学校は30.6%、東忠岡小学校は41%だという新たな資料が出てまいりました。これにつきましては、少しずつそれまでに改修していたところが計算に入らなかったということでございます。

3月の時点で全く進める気がないということは、担当部長さんのほうから答弁いただいています。資料が誤りであるということにも気づかなかったということは、進める気がないので気づかなかったということであろうかということ、まず指摘させていただきたいと思います。

今ではトイレの便座は洋式が当たり前になっております。公共施設でもコンビニでもファミリーレストランでも洋式です。もちろんお家もほとんどが洋式ですから、特に低学年の児童は学校のトイレを使えなくて、家に帰るまで我慢しているということもご父兄から私、聞いたことがあります。この低い洋式率を上げていくということはお考えにならないのでしょうか。いかがでしょうか、担当部長よりご答弁お願いしたいと思います。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

学校のトイレの洋式化ということでございます。資料につきましては、大変申しわけないということでございます。今回ご質問いただきまして、かなり数字が低いということで、部分的にもどこか非常に低い箇所からでもできたらということで、再度調査したところ数字が変わっていたというところで、その数字を改めて提出させていただいたんですけども、3月と違うということで、その点については申しわけないということでございます。

子どもたちの健やかな成長にとりまして、多くの部分を担う小・中学校におきましては、本当に教育活動の充実とともに、安全で快適な教育環境というのを整えるために、これまでも小・中学校の校舎等の耐震化、中学校の大規模改修や給食棟の整備というものを順次進めさせていただいたところでございます。また現在、小学校の空調整備を順次進めているとともに、またあわせて、次年度以降、非構造部材の耐震化ということにつきましても取り組んでまいりたいというふうに予定しているところでございます。

トイレの洋式化につきましては、率につきましては先ほどの先生のご質問にあったとおりの率で、小学校が37.1%、中学校が82.1%と、小学校につきましては忠岡小学校が30.6%、東忠岡小学校が41%の整備状況というところでございます。中学校に比べると小学校の洋式率が低い状況ですが、小学校内に設置されております屋外のトイレを除けば、いわゆる校舎内のトイレの洋式化率ということだけでいきますと、小学校全体で5



6. 5%、忠岡小学校では71.4%で、東忠岡小学校では51.6%の整備状況ということでございます。

もちろん引き続き整備というものにつきましては検討してまいるところでございますが、和式トイレの必要性というのもあります。また現在、そういった整備率ということからも、子どもたちの学校生活の中においては、何とか支障を来すことのない状況ではないかなというふうにも考えております。

トイレの洋式化も含むいわゆる学校のトイレの整備ということにつきましては、もちろん衛生的で快適な学習環境の確保ということはもちろんのことでございますが、学校開放などによる地域住民の方の本当に活動の拠点であること、また、災害時には避難所として、施設ということで利用するというのもございますので、引き続き取り組むべき課題であるというふうには認識しているところでございます。

しかしながら、本当に厳しい財政状況でございますので、学校整備事業の優先順位等を十分勘案するとともに、関係部局と協議、調整させていただきまして、財源を確保する中において進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいというふうに思います。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

前回、私、岸和田市のお話をさせていただきました。3月に問い合わせしましたところ、比率は30%台だと言われておりましたが、今回問い合わせしますと、夏前に調査したところ、小学校が49.3、中学校は35.2%だということです。きっちり調査しましたから比率が変わったという点では本町と同じであります。岸和田市が本町と違うというところは、24校ある小学校の和式トイレを洋式化100%を目指していきたいと。毎年1校から2校進めていくという担当課のお話を聞かせていただきました。費用の面に関しましても、便器だけかえたら安くつくというところの手だてもしていくということでございます。

今、担当部長さんがおっしゃいましたように、屋外のトイレを入れずに計算するとかなりアップしていくということではございますが、屋外のトイレはやはり部長さん言われましたように、災害時に非常に必要性があると。そして、東忠岡小学校に関しましたら、学童保育に行っておられる子どもさんが使うトイレであります。ですので、洋式化は急がれるところではないかと思うんです。

私、きのう、担当の教育部長さんと一緒に学校を2校見学させていただきました。非常に忠岡小学校はもうクーラーもつきまして、いい環境で、本当に子どもたちが喜んでいる

と。学校の先生もクーラーをつけていただいたことで、給食が非常に進んで、おかわりがたくさん言う子がふえたということで大変喜んでおられました。いろいろそういったいい環境に向けて努力はされておられると思うんですが、この屋外トイレですね。きのう見ましたら、忠岡小学校が男女合わせて25、東忠岡小学校は男女合わせて15ですが、1つも洋式便器がないんですね。これは非常に問題ではないかというふうに思います。

ですので、子どもたちによりよい環境で学校で過ごせるようにということで、ぜひ進めていただきたいと思います。最後にご答弁お願いしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

質問時間がこれで30分を超えていますので、この答弁をもって終わります。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

学校内の屋外トイレにつきましては、管理面ということから、洋式をすぐやっていくというのがなかなか難しい部分もございます。しかしながら、先ほど答弁させていただいたり、学校の開放ですとか避難所の問題というのもございますので、今後その管理面をどうしていくか、またそれに伴う整備方法というんですかね、そういったものはどういった方法がいいのかというようなことについても調査また研究させていただく中で、洋式化についても検討していきたいということでございますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は午後1時から再開いたします。

（「午前11時55分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。一般質問をさせていただきます。

まず、忠岡町の公共施設の住民への貸し出しを拡充することについて質問いたします。

さきの6月議会での我が党の河野議員の質問に、本町のスポーツ施設の利用が、教育長は「満杯、フル稼働状態である」と認めているところです。現在、教育委員会の都合により、本町のスポーツ団体の練習場所の確保が困難になるため、スポーツセンターを定期使用することが教育委員会のほうで検討されています。そうなれば、スポーツセンターの一般使用の枠が減ってしまい、一般利用者が使用できなくなります。このような状況をつくってきた原因は、忠岡町と教育委員会にあるのではないのでしょうか。文化会館やスポーツセンターの開館日を週6日から週5日に減らし、その上、勤労青少年ホームまで廃止したため、スポーツができる施設が減り、利用が飽和状態になったのです。

1つ目ですが、教育長は「満杯、フル稼働」というふうに認められていますが、今後も含め、住民ニーズに対し、施設は十分足りていると思われていますか。その点だけをちょっとお聞きいたしたいと思います。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

社会教育施設の住民への貸し出しは、住民ニーズに対して、十分足りていると思われるかというご質問でございます。勤労青少年ホームの廃止、また文化会館の、あるいはまたスポーツセンターの開館日というのも、先ほどのご質問の中にもありますとおり縮小しているところがございます。もちろんそういったことから現在の施設の中で、利用時間帯によりましては十分ではなくて、本当に住民の皆様にご不便をおかけしているというふうな時間帯もあるのかなというふうに認識いたしております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

足りていると思われるかどうかということですので、住民ニーズに対して足りているというふうに思われているのか、足りていないと思われているのかということをお聞きしたんですけれども、今のはどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。足りていないと

いうことをおっしゃっているのでしょうか。こんなことで質問を何遍もしたくはないんですけれども、どちらでしたか。それによってちょっと次、変わるんですけれども。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

施設の中でかなりの利用状況がございます。ただ、全ての中で満杯かというたら、そういうこともないので。ただ、やっぱりご利用されたい時間というのは非常に重なっているところもございますので、そういうようなところからいきますとやや不足しているといえますか、ご不便をおかけしているというところがございます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

利用したい時間というのはみんな重なるものなんですね。午後の1時や2時に小学生が学校を休んでスポーツセンターを使うということはありません。働いている人がそんな昼間の時間帯に来れないから、やっぱり使うというのは夕方から晩ということで重なるという、それはお認めいただいているということによろしいのでしょうか。いいですか。そうですね。

そしたら、今、オリンピックやパラリンピックがテレビでも放映されて、スポーツのすばらしさを多くの人を感じていると思います。で、スポーツをやりたいと思っても、忠岡町では一般の方が利用できる枠が、もうありません。

今でもいっぱい、それで定期利用する、定期使用するところがスポーツセンターに入ってきて、そこがもういっぱいやからどうしようかということになっているというのは、今起こっている問題じゃないですか。だからやっぱりここはもう改善しないと、これから、今後若い人たちが、障がい者の方や若い人や子どもたちが利用したいというのに応えられない状況にあるというのは認識されていると思います。そうですね。それで、スポーツの振興というのはやっぱり町の団体だけでなく、そういった一般の利用の住民もスポーツする権利があります。一般利用を制限するのではなく、むしろそちらも一緒に拡充していくという、そういう立場で取り組んでいただきたいと思いますけれども、その一般の利用者のことを制限するというのではなく、そちらも拡充していくという点についてはどうお考えでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

文化会館ですとかスポーツセンターもそうでございますが、照らし合わせて開館日とか、あるいは開館時間をもとに戻して、足りない部分といいますか、住民ニーズにより応えていくというところでございます。平成19年度より財政の健全化ということで、本当に開館日等が縮小しており、現在も健全化の途中でございますので、なかなか大変厳しい状態というところでございます。

ただ、利用ニーズということで、それに応じた部分を確保していくということもございますので、そのためにも経費を抑えて、よりニーズのあるところでの開館ができないか。また、現在の貸し出ししている方法なんかも精査していきながら、そのほか、近隣の市町の貸し出し方法なんかも十分に参考にさせていただきながら、利用場所をさらにたくさんの方に使っていただけるよう、利用場所の確保というものについて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

今のお答えでしたら、総額はあまりふやさなくて、利用の調整で何とか乗り切っていくということのように、ちょっと聞こえます。やっぱりそれでは問題は解決しないと思います。やっぱり施設が不足しているというのはもう認めていращやる。その原因である文化会館やスポーツセンターの休館日はもとに戻すということなしには調整もうまくいかないと思います。それについては戻す考えはないようなお答えでしたので、ちょっとつけ加えて申し上げておきます。

6月議会では、同じく河野議員の質問に教育部長さんが「経費を最小限に抑えて何とか開館できないかということについて工夫・検討してまいりたい」と、そういうふうに答えて、今と同じ答えですね。文化会館の開館日をもとに戻すのに幾らお金が必要かですね。2年前に当時の教育長に聞きましたら「試算していません。計算していません」という答弁をされて、お金かかるんやと、どんだけかかるんやと、全然わからないと。そういうことですので、ちょうど平成27年度の決算が出まして、決算書が配られましたので、その決算書から経費を試算してみました。私、計算しましたけれども、休館日にされた月曜日を開館すると、文化会館でふえる経費は年間268万4,748円になるんです。そんな大きな額じゃないですね。スポーツセンターのほうは光熱水費が出ていないので、シビッ

クセンター全体でなっているみたいですので、出ていないのでわかりませんが、スポーツセンターの運営委託費を概算で、週1日あけるとしたら、年間ざっと270万円くらいふえると思われます。合計で500万円ちょっとあれば文化会館とスポーツセンター、もう1日あけられることができるんです。みんなが楽しくスポーツができるようになるんです。ということで、この金額を削るために住民の皆さんに迷惑をかけている。スポーツできないという状況になっている。

私たちが以前からずっと指摘してきた入札制度の改善と随意契約を見直すことで、500万円どころか、1件の工事で1億、2億でしたら500万円どころじゃないです、改善したら。もっと財政健全化ができるだろうに、随意契約は少し改善ね、私たちがせんど言いましたので改善されますけれども、入札の最低制限価格の事前公表はしない。工事や業務委託には緩くて、住民や子どもたちにはこんな500万円を削ると、厳しいのは何ですか。逆じゃないでしょうか。教育委員会というのは子どもたちのためにあるんじゃないでしょうか。一般利用を狭めるのではなく、本来の開館日に戻すことが本当の解決の道ではないでしょうか。その点についてもう一度、この500万円あれば両方あけられるということもありますので、試算しました。試算されてないと聞いたので、私が試算しましたけれども、どうでしょうか。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

試算額については若干の違いもあるといいますか、ちょっと私も試算した分とは若干違いがあるかと思います。ただ、6月議会のときにも答弁させていただいたと思います。全部フル稼働できたら一番もちろんいいと思います。私も常々そう思っています。例えばきょう生まれた方が使っていこうと思ったら、やっぱりそういうふうな子どもたちのためにも場所を広げていきたいということがありますので、そういうふうな観点からも、もちろんもとに戻すということ、そっちのほうが一番であるというふうにももちろん考えています。ただ、片方で財政の健全化というのもございますので、その中で、例えばフル稼働というのではなくて、ニーズのあったようなところをピックアップしながら、若干経費を抑えながら何とか拡大できないかなというふうなことで6月にもご答弁させていただいたところがございますので、再度ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

財政健全化というんだったらもっと大きな、入札制度の改善ということで、何千万と出てくるような、年間でしたらそっちのほうをすべきで、そんな住民のほうをちまちま、週1回削ってというふうな、そんなことをして500万円出すんだったら、財政健全化といったらもっと大きなところのほうに手をつけなければいけないんでないかということ、私、申し上げております。担当課が違いますので後でお聞きしますけれども。

この経緯、何でこれだけ大変かという、勤労青少年ホームをどけて総合福祉センターを建てたからなんです、はっきり言うて。その総合福祉センターね、勤労青少年ホームを壊して、その跡地に総合福祉センターが新設されましたけれども、そのために社会教育施設に空きがなくなったわけですよ。その不足している間、この総合福祉センターを、一般利用や夕方5時以降、土曜日、日曜日の利用に貸し出されるお考えはないでしょうか。それは福祉部長さんのほうにお聞きしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員のご質問に対しまして、総合福祉センターは指定管理者による管理を行っており、センターの使用の許可に関する業務は指定管理者が行うものでございますが、本町といたしましては、総合福祉センターの設置目的は高齢者や身体障がい者等に対し、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための供与をすることを目的としておりますので、現時点では一般貸し出しについては考えておりません。また、土曜日、日曜日と夕方5時以降の貸し出しにつきましても同様でございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

そういうお答えが来るであろうと思ひまして、これはもともとあった総合福祉センターを貸せと言っているわけではないんです。勤労青少年ホームをつぶして、そこに建てて、貸さないよと言っているから、経緯があるので、その総合福祉センターを使っている時間外、違う日に、閉まっている、真っ暗なときに使わしてもらうということはどうなんだということでお聞きしているんですけれども、指定管理者に任してあるので町ではどうにもできませんというようなお答えであるのであれば、ちょっとこれ、経緯をもう一遍話しま

すと、もともと勤労青少年ホームを壊すときに、立派な施設でした。

忠岡町は、そこから、勤労青少年ホームを使っていた団体が戻れるように、移動させられた住民が戻れるように、人たちが戻れるようにしていきたいと。忠岡町は当時、町長公室のほうで扱っていらっしやったので、そこがそう言っていました。教育委員会もそのように言っていました。で、勤労青少年ホームを壊されました。忠岡町は、移動された団体が戻れるようにというふうに聞いたら、「いや、戻れません。福祉ですから戻れません」と。壊してしまってからそんな言われたら困りますや、やっぱり。「いや、それ、話違うやん」ということなんです。

やっぱり福祉で、教育は利用できないという答弁に変わったわけですね。これは3億円かけた立派な建物。建物だけで3億円もかけたその福祉センターの建物の工事が完成しても利用できないですね。3億円なんですよ。だから、町民が困っているし、教育委員会も場所がなくて困っているんです。

せめて総合福祉センター条例の施行規則、ご存じやと思いますけれど、利用できる対象者になっている忠岡町の補助金を受けている団体、いっぱい項目がある。労働者団体までずっとあるんですよ。ずうっと使える団体。補助金を受けている団体は利用できるわけですから、それは利用料が発生しないから、使用料がね。だから条例改正も施行規則の改正も要らないです。そういう団体ぐらいただったら使えるんじゃないですかというふうなことを提案したいと思いますけれども、いや、使える団体に使わせないのかという点と。

あと、朝9時から5時まで指定管理者が管理しているから、それ以外の時間帯を教育に貸すというふうな方法も考えるべきではないでしょうか。もう一度福祉部長さんにお聞きいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

まず1点目でございますが、一応、施行規則に載っております団体さんに関しましては、9時から5時の間でございましたらご利用していただくことは可能かと、現時点では考えております。

2点目の、5時以降の時間帯につきまして、教育なり一般貸し出しをしてはいかがかというご質問でございますが、今のところ指定管理者が管理をしているということもございますので、考えてはおらないというところでございますが、ただ、協定書を結んで5年間という指定管理を行っているところでございまして、特別な事情が生じたときは一応協議を行って変更することが可能という項目はございますので、可能かどうかということであれば、不可能ではないというようなご返事ということになります。



5 番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

可能であるということであるということですので、それは指定管理者に夜の時間帯を管理させるのかというたら、それはちょっとどうかと思うので、そこは教育のほうで管理をするということにすれば、指定管理者のほうは何ら問題ないかと思います。

そこでちょっとお聞きしますが、教育委員会のほうにお聞きします。総合福祉センターの時間外を臨時的にでも貸し出しさせてほしいと要請されたことはございますでしょうか。あるかないかだけで。時間がないので、すみません。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

それは、クラブとか、一部のクラブがそちらのほうを例えば使ってもらうことが可能かというようなことについては、もちろんお尋ねしたことがございます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員

5 番（是枝 綾子議員）

尋ねられたということで、もう少し協議をしていただけたら、もう少し前に話が進むんじゃないかなというふうに思います。

やっぱりこれ、忠岡町の縦割り行政の弊害ではないかなというふうに私は思うんです。町の施設の有効利用というのは、本当の行政改革だと思うんです。住民は困っているし、こんな小さな町で縦割り行政というのはないと思うんです。だからもっと柔軟に、先ほどそういうやりとりをされていらっしゃるんで、もっと柔軟に対応して、活用して、困っているとき臨時的にという、そういった条件でも構いませんので、使わせていただくということもやはり両方で協議をしてこの問題を解決していただきたいと思いますが。

ここで、ちょっと入札担当の総務課を抱える町長公室長さんにお聞きしますが、文化会館とスポーツセンターの休館日をもとに戻さない理由に、財政健全化というのをどなたも言うんですけれども、入札の改善と、あと随意契約の見直しをして、そっちのほうがかもっと大きな金額が出てくるのではないのでしょうか。先ほど言ったように工事とか委託業者に

はちょっと緩くて、子どもには厳しいというのはちょっとこれはおかしいんじゃないかと思しますので、入札制度の改善でかなり健全化に貢献するのではないかと思います、その点は公室長さん、どうお考えでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

入札の制度と、今おっしゃっているのは多分事前公表のお話というものがあまして、それによる効果と、その制度自体がいいものかどうかというようなところで、これまでもいろいろとご回答させていただいているところでございまして、はっきり言ってその効果が実際にあるのかどうかというところはちょっとお答えしにくいところではございますが。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

入札制度の質問ではないので、ですけれども、やっぱり予定価格の95%を超えて、98%とか99%近いような落札金額である、そういう入札結果がどんどん大きな工事でも出ていたということを考えると、これは談合の疑いがあるんじゃないかと思われても仕方ないようなパーセントの落札率なので、そこをちゃんと改善するという事で、もう少し下げれば、1億の数パーセントやったら500万に来ますやん。そういうやっぱり大きなところをきちっと改善していくということなしには、本当に住民が困る、小さなところを教育委員会、一生懸命削らなあかんということになるので、やっぱりそういう大もとをちゃんと正していただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がありません。次の質問に移りますので、ぜひこの問題については根本の解決ね。協力し合って臨時的な対応ということもぜひ忠岡町、小さな町ですので、行政担当課同士でやはり協議して解決していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

2つ目の忠岡町地域防災計画についてですが、ちょっと時間がせいてますので一度に言います。

忠岡町の地域防災計画は246ページ、計画だけでありまして、これはこれだけじゃ具体的には実施できないので、今一つ一つ担当課が関係機関と連携・調整して、一つ一つ取り組みをしているという、大変な作業に今入っていらっしやいます。項目が多過ぎて、手

つかずのところもまだたくさんあるそうです。

で、災害が起きたときの初動体制が取れるのかどうかというところで、地域の自主防災組織や住民の避難訓練は取り組まれてきましたが、教職員や子どもたちの命を預かる教職員の方の訓練や研修は十分行われているかという点と、あとまた、職員に災害時のマニュアルの携帯というはされていらっしゃるかという点ですね。一度に聞きます。

避難所を開設する職員、決まっているかどうか。これを一番お聞きしたかったんです。防災計画には、読みましたら「避難所を開設したときは直ちに避難所運営の責任者を職員の中から選任」とありますが、あらかじめ決めておかないと大変なことになると思います。高迫議員も質問で以前しましたけれども、避難所の鍵を持って、責任者用のマニュアルも携帯しているという、そういう準備はされていらっしゃるのでしょうか。避難所の開設責任者の問題。

それとあと、防災計画には避難所の運営開設に関するところが、健康福祉部が任務に当たっておられますけれども、担当職員さんがその任務を遂行すると。ほかの課は書いてないです。いきがい支援課と保険課の健康福祉部だけが避難所の運営開設に関することということで載っていますので、その担当職員さん、その任務を遂行できるようになっている、そういうマニュアルがございますでしょうかという点をちょっと簡潔に、それぞれでお願いします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本町地域防災計画につきましては、昨年3月に修正をさせていただいたところでございます。ご質問いただいているとおり、災害時に対応できるということが最も重要であるというのは私どもも考えておりまして、町職員にありましては防災訓練あるいは研修に参加をしていただき、知識あるいは対応策を身につけるということを目標として実施しているところでございます。

直近では本年2月に、災害時において応急的にとるべき行動、あるいは防災活動の基本的な知識を習得するというところで、災害初動マニュアルについて研修会を実施したところでございます。

避難所の職員が決まっているかというところでございますけれども、担当者というところまでは決まっておりませんが、担当課というところで担当していただくというふうな形になっております。

それと、避難所の鍵を持っているかというところでございますけれども、この点については今現在できていないというところでございます。

それと、担当、避難所の運営についてはいきがい支援課あるいは保険課となっているところをございますけれども、福祉関係の部門で持っていただくというように、大まかに今のところ決めているところをございます。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、健康福祉部といたしましては避難所のことにつきまして担当しておりますので、防災の研修あるいは職員のマニュアルに基づきまして対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

マニュアルも携帯されて、職員さん、できるようになっておられますよね。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

大まかなマニュアルにつきましては持つておるんですけど、細かなところまでは持つてはおりません。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

わかりました。ぜひ、避難所の件については前々からずっと申し上げているので、担当者も数名決めて、避難所の鍵も持つて、それですぐ対応できるようにということは、やっぱりすぐできることであるかと思っておりますので、選任をせなあかんを書いてありますのでね、開設のときは。それを防災計画どおりにやっていただきたいということです。

それとあと、もう時間がございませぬので、福祉避難所についてはまた決算委員会のほうでご質問させていただきます。

3つ目の、避難所ごとに防災倉庫を設置し、防災備品を保管することについてということですが、これ、防災計画に「備蓄品はできる限り指定避難所またはその周辺での

備蓄倉庫の確保に努める」と、防災計画そのものに避難所に置くというふうに書いてあるので、私、「何で置けへんのや」と聞いたら、「いや、忠岡町役場から職員が運びます」。どんな状況があるかわからへんのに、「そんな、運んでいられる状況ですか」ということを言ったので、やっぱりそれは素人が思ってもそうです。やっぱり防災計画、皆さんでつくっていただいた分にはそのように、「備蓄品はできる限り指定避難所またはその周辺で」、役場からちょっと、忠岡の小学校区のほうは周辺とは私は思えませんので、できるだけ防災計画に書かれたとおりに実行していただきたいと思いますが、その点について、町長公室長さん、どうでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

避難所ごとに備蓄品を保管することについて、これまでもご指摘をいただいているところでございます。現時点では、計画では分散ということでございますけれども、今のところ役場のほうに集約しているということでございまして、飲料水のみ消防署と分散しているところがございます。

分散がよいのか集中がよいのかというところで、実際に計画では分散となっておるわけなんですけれども、今後、避難所となる施設のスペースがもちろんございます。それと、収容者数あるいは備蓄の品目等、このあたりよく検討して考えてまいりたいと思っております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

危険を分散するというので、危険分散という言葉も使ってこの計画の中には書かれておりますので、危険を分散するという観点からはやはり指定避難所またその周辺で確保に努めると言っているから、それはそれでやはり置いておく。全部置けなくても一定部分については、ちょっと置ける分だけでも置くということで、一切置かないということ自体がちょっと考えられないと。住民からしたらやっぱり不安であるというふうに思いますので、それは安心できるようにきちんとしていただきたいということを申し上げて、その点について再度ご答弁いただきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員の質問、これで答弁をもって終わります。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

分散については進めてまいりたいと思います。ただ、今現在、備蓄の量のほうを優先しているところがございます、あまりに少ないものを分散するというのはいかななものかなというところもございますが、できる限り早くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5 番（是枝 綾子議員）

よろしくをお願いします。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

最後に、高迫千代司議員の発言を許します。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

1 1 番、日本共産党の高迫です。本日最後の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本町の水道事業と大阪広域水道企業団との統合についてお聞きをいたします。8月25日に企業団も参加されて、本町で基本的な考え方についての説明会が持たれました。

水道事業法は住民に低廉で安全な水を提供する、このことを求めております。和田町長さんも企業団から二度、給水の単価が下がった際に、二度目は住民の声も聞きながら水道料金の値下げを行いました。忠岡町長が提案をして忠岡町議会が決定する、こういう仕組みが今、この忠岡の水道にあるからです。

しかし、企業団に統合されますと、水道料金の、工事の計画も料金の計画も忠岡町の手を離れます。出先が忠岡町の庁舎の中にあっても、忠岡町の水道事業を計画し決定するのは企業団だということになります。そうなりますと住民の声が届きにくくなる。例えを挙げると、後期高齢者医療制度のような形になっていくのではないかと思います。

説明会の中で、しばらくの間、値上げが先送りになりますということをおっしゃいましたけれど、こんなことで決めていいのかな。忠岡住民の皆さんが利用される水が、忠岡の

町長さんと議会で決めることができない、そういう仕組みが持ち込まれるという、この統合の問題については、慎重に検討しなければならない問題だというふうに、その説明会で思いました。

そこで、お聞きをいたしますが、仮に一度企業団と統合し、忠岡町と住民の利益にならない、このように思えば、忠岡町の意味で企業団を抜けることができるのでしょうか、いかがでしょう。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

企業団との統合についてでございますが、企業団との統合が本町の議会で承認されれば、平成31年4月から企業団が経営する新たな忠岡町水道事業が開始されることとなります。

ご質問の、統合後に本町が企業団からの脱退を要請した場合に必要な手続につきましては、主に4点ほどございます。

1点目は、企業団の共同処理する事業から忠岡町水道事業を外すことにつきまして、42市町村で構成される企業団の首長会議、及び企業団議会での承認が必要となっております。

2点目につきましては、企業団規約の変更が必要で、この変更には企業団の構成団体であります42市町村全ての議会で承認を得る必要があります。42市町村全ての承認が得られれば、その後、大阪府知事の許可を得る必要がございます。

3点目は、本町において給水条例案、水道事業設置条例案等の水道関係条例案の制定、組織や定数、また予算の調整を行った後、本町の議会におきまして条例案及び予算案を審議する必要がございます。

4点目は、本町における水道事業認可について、大阪府知事に申請し、認可を得る必要がございます。

脱退にはこのような手続きがあるにいたしましても、府内における水道事業の広域化に向けた機運が少しずつ醸成されていく中、他の41団体全てにおきまして理解を得ることは、非常にハードルが高く、困難であると考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

今お聞きさせていただいたように、忠岡町の意味では多分できないだろうというふうに思います。そのためにも慎重に考えていかなければ、一度入ったら抜けられんというふうなものだというふうに理解できました。

そこで議長、2番目と3番目と、質問の順番を入れかえます。

次には、その説明会の中で、10年間で老朽管工事が15億円かかるだろうと。配水池などで合わせて合計27億円の費用が工事費として使われるだろうというふうに説明がありました。これは忠岡町の資本単価が90円に達していないので、27億円の工事をする事で資本単価を90円以上に引き上げる、そのために必要な事業だというふうに説明を受けました。27億も10年間で工事して大丈夫かなと、正直思いました。身の丈を超えた工事で、忠岡町は何度も厳しい対応を迫られてきた、これは大いに注意をしなければならぬ問題だというふうに思っております。

ただし、ここで私が今申し上げている財政というのは、忠岡町の財政ではありません。企業団に統合された後の、企業団の忠岡町地域の部分の財政だということも、担当部長さんとのレクチャーでお聞きをいたしております。しかし、同じように、その忠岡地域のところの分にたくさんのお金を使えば、これは企業団が補填してくれるわけでも何でもありませんから、結局は最後は住民の水道料金にはね返ってくる、このように懸念されますので、この27億円の工事の是非について、これは大変な問題だと思いますが、いかがお考えでしょうか、お聞きしたいと思っております。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今議員おっしゃられましたこの計27億円の事業計画につきましては、平成22年度に策定いたしました忠岡町配水施設更新計画によりまして、老朽管施設の更新と施設の耐震化を目的に計画されたものであります。

統合しますと、統合に見合う交付金というのがございます。この交付金につきましては、平成36年度までに事業着手をすることが条件となっております、交付期間が10年間に限定をされております。また、平成41年度にこの交付金が終了することになっております。そのため、先日の説明会では、仮に当初の計画どおりに計27億円の事業を行うのであれば、交付期間の10年間で集中的に行うほうが、そうでない場合よりも事業費に対する負担額が最大限に縮小化できるということを説明させていただいたものであります、必ずしも10年間で集中的に事業を行うことがよいとは私どもも考えておりません。

これから行う企業団との検討につきましては、将来の財政収支の状況を勘案しながら、



統合によるメリットが最大限に発揮でき、無理のない計画となるよう、企業団と十分協議してまいり、施設整備の内容・時期をしっかりと考えた上で、シミュレーションを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

27億の工事が22年度に忠岡町でつくられたということですが、忠岡町でこれ実施しておいたらそれこそ大変な金額ですね。忠岡町の財政をも揺るがしかねないような中身になりますよ。この役場をつくった毎年の3億5,000万で苦勞してるんやからね、27億だったら2億7,000万ですよ。そんなことは計画をつくられたということ自身が信じられん話ですが、これは部長さんとも何度もお話しさせていただきました。そんな中で、老朽管工事の15億は進めましょうと、あとの配水池の問題については、これはまた別途の考え方しましょうと。つまり27億はかけませんよと、こういう話を私まだ聞かしてもらってるから、まだ今のお話は安心して聞かしていただいているんですけど、これは配水池にかける、つまり12億ほどの金ですね、これはこんな形ではやられないということになるんでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

すみません、企業団と統合しますと、企業団の有している施設もございまして、その辺のことも考慮しながら今後検討していくということで、今ここで「やりません」というお答えというのは難しいと思いますけども、先ほども申し上げましたように、統合後の企業団の財政状況が悪化しないよう、無理のない計画としていきたいと考えております。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

今部長さんは、企業団の財政が悪化しないようというお話ですけどね、この間の説明でもあったように、企業団は31年には財政状況がうんとよくなるんですよ。だから忠岡が入って、それぐらいの工事するとかせんとかいうのは誤差の範囲の問題です。だから、そ

のことで忠岡町の問題を心配することは企業団としてはないと思っています。私、心配しているのは、その企業団の中で、忠岡の工事というのはこの枠の中でやられる、その枠を使ったお金をどこで回収するかというたら、水道料金で回収する、だから住民の負担になるということが私は一番心配しているんです。企業団がたくさんここへお金を入れてくれて、それで助けてくれるというふうなシステムではないということが、お話を聞かしてもらってわかったからです。

メリットといえば、その15億の工事をするのに3分の1の補助金が出る。交付金ですね。これが唯一のメリットかなというふうな考えが、聞かしてもらった中で出てきているところです。だから、そういうふうなことでやられているという工事ですけどね。だから、今部長さんのおっしゃった心配はないというふうに思います。

ただ、3つ目の問題にこの問題かかってきますので、運営基盤強化事業の交付金、これは10年でやるということですけどね。ということは、その15億の工事を10年でせんことには5億円の3分の1の交付金は来ない、こういうふうなやり方ですね。ただ、このやり方は全国でつい最近までやっておったんです。合併で、合併特例債というのがありまして、期間限定でいっぱい工事したんです。その結果、全国であっちこっち困っているところが出ていますね。だから、この15億使うのも10年間でいいのかな。この点も後の住民の水道料金という負担を考えて、これは判断していただけるのでしょうかというのと、10年限定では、こんな長い期間の工事、もっと必要ですからね、延ばしてくださいということは当然やっていただけたらと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員おっしゃられますように、住民負担にならないよう、十分企業団と協議をしてまいりまして検討してまいりたいと思います。

国の交付金につきましては、おっしゃられたとおり、平成41年度に交付金事業そのものが終了いたしますので、平成42年度以降は統合に伴う交付金がなくなることとなります。

しかしながら、以前から国の施策といたしまして、水道事業の広域化は推奨されており、今後も広域化を促進するための国の役割は大きく、企業団としても区域1水道の実現の推進力となるべく、大阪府を初めといたしまして、他府県、全国の広域化を目指す事業者とも連携し、国に対して強く交付金制度の改善要望を現在も行っているところでございます。また、今後も継続して要望を行っていくことを企業団から聞いておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

ぜひよろしくお願ひしたいというか、その中身を明らかにしてほしいと思っているんです。それが明らかになれば判断基準というのがね。今部長さんは住民の負担にならないように企業団に相談をしてお願ひしていくという話ですけど、向こうは、話は聞きました、でもできませんでした、だから水道料金上がりますというような、こんなことをやられたら一番大変だと思っていますからね。

そこで、ちょっと心配なことを一つお聞きしたいんですが、例えば北出の配水池、ここは統合によって必要がなくなりました。その土地は、水道事業から見れば遊休財産になります。これを仮に処分して、忠岡町地域だけではなしに企業団全体で活用するなどというふうなことはないでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

統合後に仮にその土地を売却いたしたとしましても、その売却益につきましては忠岡町の中の水道事業のみにしか使われることはございません。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

そのことについては何か保証してくれるような文書か、出ているのでしょうか。この間の説明ではなかったんで。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

企業団の首長会議のほうで承認というんですかね、その辺は取り決められたというのを聞いております。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

首長会議で確認されたということで、どこまで、首長さんもいずれはかわっていきますので、ぜひ文書でちゃんと確認できれば一番ありがたいなというふうに思っております。

それと、4点目の企業団の説明でも、31年には累積欠損金が解消されるということはこの間お話ししていただきました。水道料金の値下げの条件はあるということですね。値下げの条件はあるけれど、やるということは言明はされませんでした。されませんでした。これまでも大阪府がつくったシミュレーションで、順次、水源開発の起債が終わっていきます。そしたら余裕ができるので、水の卸値は下がりますよというふうな指摘を受けていたら、現に二度にわたって下がりました。今度も31年、同じように累積欠損金が解消されるわけですから、下がる条件は出てきます。これは多分やらなければ他の市町村からごうごうたる非難が出ると思うんですよ。現にそうなんですからね。だから、これは忠岡町も当然下がるであろうと思っはると思うんです。その下がるであろうと思っている分を、今度議会で示されるシミュレーション、12月の分ではこのことは加味されるのかどうか、お聞きしたいと思っいます。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員おっしゃいましたように、現在の企業団の用水供給料金につきましては、平成25年度に改定されたものでありまして、安定給水のために必要な施設更新を計画的に実施することを前提に、健全経営を維持しながら累積欠損金の解消をおおむね10年で図ることとして算定されております。これまでは順調に推移をしております。現在の企業団の財政収支計画では、平成31年度の解消が見込まれるということで聞いております。

しかしながら、用水供給料金の見直しにつきましては、健全経営の維持を前提に、累積欠損金解消時点での社会経済情勢、また、減少基調にあります水需要の動向や、今後の施設整備計画の費用などを見きわめながら、慎重に31年度時点で検討するというございますので、この12月議会で報告させていただきます予定のシミュレーションには加味する予定はないということ聞いております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

12月の時点では解消はしてもシミュレーションには入れない。我々、これ判断するのは来年の6月の議会で判断を、統合するか否かを決めなければなりませんね。9月でしたか。その際に、そうしたシミュレーションも入らないような状態で、今と同じ、12月と同じように企業団が下げると言わんからそのままのシミュレーションで行くということになったら、先の見込み、誤りますよね。だから、その判断する時点ではちゃんとそれも加味して計画を我々にお示しいただけるのかどうか。その点について今お聞きしてもなかなか難しいと思いますから、これは我々が議会として判断しなければならないときまでにはちゃんと出していただきたいと思うんです。でなければ我々の判断する基準というのが、1つのポイント抜けますので、これはぜひよろしく願いしておきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そのように要望してまいりたいと思います。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

一遍入ったら抜けられんような組織のようですから、ぜひそれまでにちゃんとした資料も出していただいて、判断ができるようにしていただきたいと思います。

次に、子育て支援、国から通知の来ている就学援助についてお聞きをしたいと思いません。

子どもの貧困問題が深刻になっている中、国は子どもの貧困対策の推進に関する法律を26年度に制定し、子どもの貧困対策に関する大綱を策定しました。この策定は市町村における就学援助の活用充実を図ることを位置づけておりますと同時に、「要保護者への支給は年度の当初から開始し、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給すること。特に新入児の学用品費等」ということを明確に述べております。

本町でも6月末の修学旅行が行われるわけですが、就学援助の5万4,420円は、7月でもなく12月支給、大変おくれた、鳥もカラスも飛んだ後で支給するというふうになっておりますから、これは早期に改善していただきたいというふうに思っておりますが、きょうお聞きしたいのは入学時の支払いの大きい問題、これをどう解決していただくかということです。

これは、いただいた資料では支給される就学援助の費用は、小学校1年生の7月には3万7,278円、12月は3,800円、3月は5,350円です。つまり入学時が圧倒的に大きい。中学校では1年生は7月に4万6,650円、12月は7,440円、3月も8,180円となっております。つまり入学時の負担が特に大きいんですよというのは、この数字でも明らかです。

この数字は部長さんにいただいたんですけど、例えば小学校に行くときに必ずみんなが買うランドセル、高いですよ。安くても3万5,000円ぐらいします。その費用、入ってないんですよ。それで、中学校へ行ったら大体クラブに入る人が多いですね。クラブへもただで入れません。お金がなかったらユニフォームをそろえることも何もできませんから、そういう費用もそのいただいた資料の中では入ってないんです。実質、親の負担はもっと要るんです。もっと要るからこそ、せめてこのいただいた資料でも明らかになった、この初期の入学前の費用ですね。このときにちゃんと応えてあげる必要は、国の通知もありますけれど、実際上にお困りの家庭を救っていく、こういう点でも必要やないかというふうに思っています。この実態とかけ離れた支給時期でいいのかどうか、このことについてまず教育長さんよりお答えをいただきたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お尋ねの支給の実態ですけども、中学校の修学旅行が6月ということで、申されましたようにかなり時期がずれての支給ということは、これもそういう感は否めないと思っております。そういう部分では少し乖離があるんじゃないかなと、私自身も思っているところでございます。以上でございます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

教育長さん、すみません。もう一つの新入の場合ですね。つまり学校に入る前に、多分2月か3月ぐらいからお金が要るんですね。そのお金が7月にしか出ない。それもその他に比べてこの入学の7月の分の費用というのは大きいんですね。このかけ離れた問題をどう考えるかということをお聞きしてるんです。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

2点目の、新入学児童生徒への第1回目の支給の件でございます。この件に関しましては前回も私どもご回答のほうをさせていただきましたが、かなり限られた人数の事務処理の中で精いっぱい頑張っているところで、支給の日自体はこの近隣の市町村と遜色ないような状況であることは事実かと思えます。ただし、おっしゃっているように、新入生、新1年生、それから新中学1年生に関しては物入りである、そういう事情は事実かと思えます。そういう部分に関してはやはりかなり物理的な厳しいところがございますが、何とかそういう工夫がないものか、研究してまいりたいとは思っているところでございます。

以上です。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

今の教育長さんのお話では、やっぱりこの時期のかけ離れた支給のあり方については問題があると思っていただいているんですね。これはもう教育者として随分やってこられたんですから、一番実態をご存じだというふうに思っているんです。だから、ぜひ何とかしていただくように考えていただきたいというふうに思います。

具体的には部長さんにお聞きします。前回もお聞きしましたが、こんな子どもの貧困が進んできて、子どもの貧困というのは親の貧困ですからね。親がお金がないわけですから。そういうふうな人たちを応援していこうという就学援助費の前倒し支給、これはできないのかどうかという点について、改めてお聞きしたいと思えます。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育委員会（柏原 憲一教育部長）

前倒しの支給につきましては、今現在の、4月末に受け付けを終了という形の中では非常に厳しいというふうに考えております。

ただ、できるだけ早い時期に支給したいということで、我々よりも早く前倒しをやっている団体の状況等を今照会をかけて調査いたしました。若干審査の方法ですとか支給の仕方というのがかなり大部分違う部分があったので、直ちにそれを導入してというのは非常に厳しいんですけども、引き続いて府内の市町村全体を調査させていただいて、少

しでも早く支給できるように検討していきたい。

例えば3月中に申請をいただいた分については、普通の7月よりも早く支給できないかとか、そういうようなことについても今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。時間が来ていますので、この質問をもって終わります。

11番（高迫千代司議員）

早くというのは、そのお金が必要になる前に出していただきたいということなんです。つまり7月が6月になった、これは努力やと思いますかね、その前に出していただく。例えば中学校なんかだったら簡単にできると思うんです。小学校のまま上がっていくんですからね。その新たな認定がどうのこうの言わんでもええですし、それで人が足らんというのであれば、その月だけどこかから応援に来てもらうとか創意工夫を発揮してやっていただける余地は十分あると思っています。これはちょっと議長のほうからも時間がないと言われていまして、引き続き決算委員会でも我が党の議員出ておりますので、あとの問題も含めてお聞きしますので、それまでに考えておいてください。よろしく申し上げます。

議長、以上で終わります。

議長（和田 善臣議員）

答弁、要りませんか。

11番（高迫千代司議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第5 忠議第1号 忠岡町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提出者の北村議員より提案理由の説明を求めます。

副議長（北村 孝議員）



議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

副議長（北村 孝議員）

忠議第1号 忠岡町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本件は、町政の課題解決のための、中央省庁や国会議員等に対する要請、陳情活動に要する経費について、政務活動費を充てることができる経費として、新たに規定するものがありますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑、討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、これより忠議第1号 忠岡町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 議案第39号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第39号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げ

ます。

人権擁護委員 谷野嘉範氏は、平成28年12月31日をもって任期満了となりますが、新たに前川喜代治氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、昭和48年に忠岡町に奉職以来、事業部長、教育長などを歴任し、その後は北出自治会役員として地域の発展に尽力されるなど、広く社会実情にも精通し、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第39号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第7 議案第40号 平成27年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第40号 平成27年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

本件は、平成27年度、未処分利益剰余金のうち、164万2,000円を減債積立金として処分いたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第40号 平成27年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第8 議案第41号 泉州水防事務組合の解散及び財産処分に関する協議についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第41号 泉州水防事務組合の解散及び財産処分に関する協議について、ご説明申し上げます。

本件は、堺市、高石市、泉大津市及び忠岡町で構成している泉州水防事務組合について、地方自治法第288条の規定による解散及び同法第289条の規定による財産処分に関する協議を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより議案第41号 泉州水防事務組合の解散及び財産処分に関する協議について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

日程第9 議案第42号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第42号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、4,788万2,000円で、これを補正することにより、予算

総額は6億5,883万8,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税1,028万7,000円を計上、第13款 国庫支出金で、個人番号カード交付事業費補助金415万4,000円を計上、第14款 府支出金で、障害者手帳情報事務交付金39万9,000円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金2,451万9,000円を計上、第18款 繰越金で、前年度繰越金470万1,000円を計上、第19款 諸収入で、後期高齢者医療特別会計繰出金前年度返還金202万2,000円を計上、粗大ごみ破碎施設更新工事に伴う点検修繕費精算金180万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金300万円を計上、泉北地域鉄道沿線まちづくり協議会負担金31万円を計上、通知カード・個人番号カード関連事務委任に係る交付金415万4,000円を計上、第3款 民生費で、臨時職員賃金39万9,000円を計上、前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金1,068万8,000円を計上、前年度障害者医療費国庫負担金精算返還金（更生医療）185万9,000円を計上、前年度障害児通所給付費等国庫負担金精算返還金8万4,000円を計上、前年度自立支援医療費（更生医療）府費負担金精算返還金64万4,000円を計上、前年度未熟児養育医療国庫負担金精算返還金28万2,000円を計上、前年度臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金精算返還金10万2,000円を計上、前年度臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金精算返還金3万8,000円を計上、（仮称）忠岡町幼保一体化推進基本計画策定業務委託料200万円を計上、前年度子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金精算返還金64万2,000円を計上、前年度子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金精算返還金10万5,000円を計上、前年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金精算返還金18万1,000円を計上、前年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算返還金7万1,000円を計上、第4款 衛生費で、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算負担金465万4,000円を計上、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金767万7,000円を計上、第10款 教育費で、東忠岡小学校空調等整備工事設計業務委託料691万2,000円を計上、町立小学校屋内運動場非構造部材耐震化工事設計業務委託料340万2,000円を計上、前年度子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業分）国庫補助金精算返還金67万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

議案第42号、一般会計補正予算（第2号）の衛生費、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金、767万7,000円についてお伺いをいたします。

本件の支払いは長期包括の契約に基づいてとおっしゃいますが、第68条、委託料の額の変更には該当しません。それは、委託料の変更基準は、別紙3の日銀の企業向けサービス価格指標が5%以上変動したことによるものです。

この指標は、27年12月は103.1、2月も102.5、3月は103.1と、どれも数値を下回っています。ですから、支払う必要のない費用だと思われれます。国土交通省からの通達であります。法的拘束力がないということはこれまでの論議でも明らかになっています。

しかし、本町は68条の（2）インフレスライド条項、これを適用して、別紙3の2を飛ばして、3の委託料の変更内容を確認した結果、不都合と認められる場合、甲及び乙は誠意を持って委託料へ反映させるという、いわゆる基準のない項目を使って適用されようとしています。

そのために弁護士さんとわざわざ相談された。その結果、最終的には町長の判断です、このように決まったということをお前の付託されたクリーンセンター破砕設備のときにお答えをいただいております。

契約書とはこんな曖昧なものか。弁護士と相談して、契約ではなしに長の判断で決めるんだと、こういうやり方はおかしいとは思われませんか、お答えをいただきたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

確かにこの労務単価、技能労働者への適切な賃金水準の確保についてという形で、国土交通省のほうから通達が来ております。この部分につきましては当然、全国の市町村に対してこういう部分を県並びに府を通して回ってきている部分でございます。この部分については先ほど議員のほうから申されたとおり、平成25年から今回については3回目になります。当初の部分について、こういうものについて我々はあまり知識がないもので、弁護士のところにも出向かせていただいて確認させていただいたと。そのときうちの契約書を持っていきまして確認させていただいて、そういう回答をいただいたということをお去年申し上げているというところでございます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

普通であればそんなややこしいことをせんと、契約に基づいて、値段の変更は第68条である。その結果、それは別紙3やからね、日銀の企業向けサービスの数値が5%以上変動していますからお願いしますと言うたら、私ら何も言いません。規定どおりですから。規定にないようなことをわざわざ弁護士に相談して、これはこのように使います、これはこの項目を飛ばしてこっちを選びますというふうなやり方をしているからおかしいと言っているんです。

ましてや、全国的にとおっしゃいますけどね、我々は普通の契約やったらこんなこと言わないかもしれません。これは長期包括の契約なんです。つまり、お互いにリスクはあるけれど、この中でいこうと、こういうふうにして話し合っただけで決めた分ですからね。だからあえて、何が何でも上げてあげないかんということ、弁護士に相談されてこういう結果を出したというふうにしかならないような内容については、今部長さんお答えいただきましたけど、そうですねとお答えをすることはできないですね。

この国土交通省の、これは労務調査されて、結果いただいていますよ。結果をいただいていますけど、これ、ここに書いてありますね。我が党の是枝議員が全員協議会のとときに、大企業と違うんかと言うたんですよ。それでその資料もまたそのとおりですわ。1件当たり1,000万以上の工事をするところを無作為に抽出してね。この無作為に抽出したのは大阪だけと違うんですよ。日本全国ですね。1,000万以上の修理とか、そんなんするようなところは相当大きい修理ですよ、これ。そんなところだけ選んでやった数字が、忠岡のこの状況にふさわしいのかどうか。これはよく考えていただきたいと思いますけどね。

おまけにこの金額というのは、大体この業界、そうでしょう。元請があります、下請があります。孫請までいったらお金どんどんどんどん実際は下がるんですよ。もろてないと、そんなんね。いうふうなところが実態は出てきているのと違うかなと思っているんです。つまり、その中を抜いた人がもうける。そういうふうなシステムというふうなことでやられたら、私ら大変だなというふうに思っています。

ましてや、大阪の中でも、国土交通省がつくった基準やと言うてるんやけどね。以前から何度も私ら、耳にたこができるほど、北の南の格差があるんやと、泉州のほうはしんどいんやと。だから大阪府下の所得ランキングでも下は大概泉州です。箕面や吹田とか、あんなええとこと違うんですよ。そういうふうな中で、泉州で給料が4分の1もふえた。職人さんですからええ給料もろとって、40万ぐらいもろとったとしまじょうか。その人が



50万もらってくるんですよ。そんなええ人がそんなにいっぱいおるんかというところを、これは部長さんとはは税務課のほうも管理してますよね。この泉州で、忠岡でそんなにふえているんや、そんなところが実際あるんですかね。実際ないと思うんですよ。実際ないようなところが数字だけひとり歩きして、25%ほど忠岡町が余分にお金払わなあきませんのやというふうなことをするようなことが、本当にええのかと。

ましてや、その金額はね、お話を聞かしてもろたら、業者の方が出してきた金額、そのまま計上されてるんでしょ。そんなん、おかしいですよ。やっぱり実態に合わせて、この泉州で機械修理や何やいろいろやっておられる方がおっても、どれほどもうけてるんかと。25%も、4分の1も上がってほくほくしている人がどれぐらいおるんかというのはやっぱり調べてもろた上で、実態に合わせて考えていただくというのも、これ私ら選択肢やと思ってます。本来はこんなん出すことないと思ってるんですよ。思ってるんやけど、それでもなおかつ、この金額が高い。そういうふうに思いますが、いかがでございましょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

この労務単価の件につきましては平成25年から、先ほども申し上げましたとおり3度目に今回なっております。で、今のこれからの推移も考えていきますと、これ以降も毎年、労務単価は上がっていくというふうな方向になるのではないかなと考えてございますが、この労務単価というのは工事だけじゃなしに、役務についても当然、指標的には上がってきているわけでございます。大阪府のほうにおいては企業さんについて、工事並びに役務に対しても労務単価、変更した新たな金額で計算をされておられます。

忠岡町は今申し上げたとおり長期包括という10年間の、平成20年から30年度までの10年間の長期包括という形で長いスパンの契約を、20年の基準で結んでございます。その中で、契約書の中で、精算金の部分もございしますが、それ以上に国の労務単価の率が上がってきたというようなお話で、交渉することができるという形が国のほうから示されておりますので、それに沿って私どもはJVと交渉させていただいた。その中で役務について、支払うと金額的に莫大な金額になりますので、役務についてはご了承いただきたいということで、役務については除外させていただいて、毎年これから定期点検並びに保守の部分、これから始まっていく部分について、工事について今の労務単価に直して計算をして、その部分についてふやさせていただいているという交渉をさせていただきましたので、ご理解いただきたいという。言われるように通達はこういうふうな形で出てきておりました、うちのほうではそれを受けさせていただいたということでございますので、

ひとつよろしく願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。これで3回目ですので、よろしく願いします。

1 1 番（高迫千代司議員）

よくわかっております。

通達によってやられた。通達っていろいろ出るんですよ。先ほど私、教育委員会にもお話しさせてもらいました。就学援助、お金の要るとき出したれという通達、出てるんですよ。それは業者のためやないんですよ。こんなに困っている町民のための大事な通達なんですよ。でも、それはあえてやられないでしょう。そやけど、この通達だけは守るなんていうようなばかな方法はありません。だから、法的拘束力があるのかと何遍も聞いてるんですよ。それは答えられない。つまり、法的拘束力ないんですよ。あつたら就学援助でもすぐやってますよ、そなん。だからそういう性質のものでしょう、国から出てるのはね。

だから、先ほどから言ってるようにね、根拠の乏しいやつを無理やりつくって出してるのと違うかと言うてるんです。だから私たちは、もっと忠岡町、大事なお金を使うところがあるでしょうと。本当に財政健全化と言うんであれば、そうしたところを削ってでも文化会館あけてあげるとか、いろんなことできるはずやと思ってるんです。

さっきもちょっと役務の話が出たからあえて言いますけどね、役務というたら550万円の給料をもらて、21人の人が働いてるというところでしょう。そなん、550万の給料で実際働いてるんかということは、向こうの現場を見に行つた人は知ってるはずですよ。それはお互いのもうけもあるからね、20年の時点でしょうがないからそういう契約しました。したけれど、それはお互いのリスクを考えて、この10年間、これでやっていきたいと思いますと話をしたわけでしょう。話をしたけれど、国から何か言うてきたら、その分だけは無理してでも上げた。おかしいと思いませんか。

で、協議した、協議した言うけどね、これ3回の間、協議したの1回だけでしょう。一番最初。2回目、3回目は同じルールにのっつてやってるだけです。協議の質は変わりましたか。変わってないと思うんですよ。今までそんな話、1回も聞いてないですから。だから私、これね、軒野部長さんはまじめな人やからそんなええかげんなこと言うてるとは思ってません。思ってませんが、実際やってる仕事はそうなってしまうんですよ。

だから、本当に対等平等の立場で、業者の方とも仕事をしてほしいんです。役場やからいうて、こわもてして業者を泣かすというような、そんなことやれと言うてるのと違うんですよ。ちゃんと役務のところではもうかっているんやからね、そなんとこまでやらんでええやろというのは、これは当たり前やと思つてます。それで、あとのところはほんまに

これでええんかというのは、考えてほしいと思ってるんです。

考えてほしいついでに、もう一つ申し上げますがね。忠岡町はこの業者とはもう一つ交渉をしてもろてるはずなんですよ。何の交渉か言うたら、その他プラスチックの、忠岡町が分別して、わざわざ燃やさんと外で、まあ言うたらサーマルリサイクルという形で活用してもろてる問題です。住民の協力もあります。忠岡町も頑張ってもろて、お金出してもろて、ごっつい成果、上がってるんですよ。部長さんが「自分の予想以上に集まった」というぐらい効果のある仕事をされたんです。

その仕事をされた結果、どうなったかと言えば、本来それと住民のごみ分別が相まったら、ごみ量が全体が10%以上減って、400～500万忠岡町にお金が返ってくる。住民が頑張った、忠岡町が頑張った成果が見える形であられるのに、出てこない。何でかといったら、何か可燃割合というような契約を結んでいるんですね。その他プラスチックとか。

それから、今度新たに、町長さんも頑張っていて、下水道が広域になりました。その広域の汚泥その他の焼却分がなくなるんですね。なくなるのに、それも焼いた形にしてね。焼いてないのに焼いた形にして、それが入ったトータルで入れるから、ごみ量がふえる。やってないものをやっているとのおかしいやないかと言うて、何遍もお聞きさせていただいて、話し合いしてもらってるはずなんです。私、何度も聞きました。この協議は一向に進まないで、業者がお金をもらう協議だけはとんとんと進んでいくようなあり方は不正常やと思っています。対等平等の関係ではない、このように思っています。だからこの点は直ちに改善してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。この答弁をもって終結します。

住民部（軒野 成司部長）

交渉をされてないと、最初の部分で交渉しただけで、されてないという部分につきましては、いささかちょっと違うところがありますので、交渉はさせていただいております。ただ、結果的に数字的な面には出てこなかったということで、それが交渉ではないと言われればそうかもわかりませんが、何もしてないということではございません。

また、先ほど言われておられますその他プラスチックについて、またし尿の残渣ですね。この部分につきましても平成20年に長期包括を結んだときに、契約の中で交わしている、クリーンセンターで燃やす種別ですね、その中には掲載されております。その他プラスチックの分別というような施策を平成26年の10月に忠岡町が施策変更をさせていただいて、分別の中に1つ入れさせていただいた。それまではクリーンセンターの中で焼却処分をしておりましたので、平成20年の契約の中ではそれを焼却処分しているという

形で、あくまでこれは精算金の率を出すための部分につきまして、その部分について施策変更したことによる減については、そのままうちのところで燃やしていると。現実的にはそれはリサイクルという形でされておりますので、再三言わしていただいているとおり、大阪府への報告については、その分は減っていると。

ただ、この精算金につきましては、当初20年に契約を結んでいる中で、そういう率で精算をするというような形を結んでおりますので、その他プラスチックまたし尿については泉北環境整備施設組合のほうへ委託で出すようになりました。この部分についても平成20年の時点では想定されておりましたので、その部分についてもクリーンセンターのほうで焼却処分をしておりました。これも合わせて、精算金の部分について計算上それは燃やしているという形をとらせていただいております。これは平成20年の契約締結した時点の部分でさせていただきます。ただ、その中でも毎年こういうふうな形で精算金の交渉、交渉というかJVのほうとの話し合いの中では出させていただきますが、何分書いたものが優先的な部分がありますので、その辺は私どもの力足らずのところがあるんかもわかりませんが、交渉についてもお話をさせていただきますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長、これは質問と違います。

議長（和田 善臣議員）

はい。高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

片一方も契約ですよ、長期包括も。その契約の隘路を縫っているような変なことしておいてね。片一方は契約やからというて、後生大事に何ぼ言うてもあきまへんねん言うて。そして、こっちは弁護士に相談して、町長の判断で出しますんや言うてね。そしたらこっちもそんな同じやり方をとったらいかがですか。そんな、どっちも契約やさかい言うて、片っ方は大事ですよ、片っ方はあきまへんねんというのは、こんな回答ないですよ。

議長（和田 善臣議員）

どうですか。軒野部長。簡単をお願いします。

住民部（軒野 成司部長）

この部分につきましては、あくまでこの労務単価につきましては、全然想定していなかった。これだけの上がり幅になってくるということを、どこの市町村についても考えておりませんでした。その部分で、こういうふうな形で通達が来て、下請業者さんについて、技能労働者ですか、については適切な金額を支払ってくださいというような形の部分がございまして。また、この部分につきましては震災絡みの部分もあるんですが、そういうことでの部分で、町としてそういう回答をさせていただいたということでご理解いただきたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員、現時点でこの部分はもう答弁の内容、あるいは文言ですね、もう出尽くしておると思いますので、この辺で。

11番（高迫千代司議員）

決算委員会でまた聞かしてもらいます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

これで高迫議員の質問は終わります。是枝議員、どうぞ。

5番（是枝 綾子議員）

高迫議員のほうは契約上、この支出の根拠というところでお聞きしましたが、私は実質的な、この点検修繕費というところの部分でちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど高迫議員が言った、今回国土交通省が言ってきているのは、農林水産省及び国土交通省所管の直轄補助事業という、結構国の大きな工事であるというところの部分で、そういったところの工事というところでありますが、実際にこの大阪のこの辺での、ここのクリーンセンターの点検修繕費のその委託料ですね。委託出してはるみたいなんで、委託料の人件費に、労務単価にそれが当てはまる状態なのかどうかというところが、世間的には社会的には上がっているけれども、実際にこの企業が、JVが点検業者、修繕業者に支払っている額もそれだけ上がっているんですよということで、これだけようけ要りましたということであるということであるんならまだしも、いや、それは前のおりややってやということで、今回、27年中は、何か23.3%も上がっているんですが、大阪の平均上昇率が。それで28年度、27.8%も上がっているから、今度、来年の今ごろはごっつい、今度は700万で済まない話になってくると、1,000万近くなると思うんですけど、これ、実際にそれだけ支払われているんでしょうかということで、その辺がね。支払われてないのに、世間的に上がったから上げますよでは、やっぱり住民の皆さんは、幾ら長期包括でも納得がいかないと思うんです。

ほんまにこの誓約書も出しておられますけれども、下請企業との間で既に締結して、請負契約の金額の見直しや技術労働者の賃金水準の引き上げ等について適正に対応しますというから、これは28年7月だから。対応しますと。いや、対応してないんですかと。これから対応して、さかのぼって払ってあげるのか。まだ払ってないということですよ。まだ対応していない、対応されているのかなというところの、実際に本当にこれだけ27.8%、ことしの分、去年の分が23.3%、労務単価を上げて支払われたのかどうか、この点のちょっと確認をしたいんですけれども。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

あくまで先行に払っているという形になっているはずなんです、企業さんのほうは。あくまで私どもで取らせていただいているのは誓約書だけでございます。ですので、国のひな型的な部分につきましては、こういう形で誓約書を取ってくださいということでございますので、その部分でいただいております。ですので、ここに書いているとおり、引き上げしていただいて、対応していただいているというふうな形で考えてございます。

5番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

実際に支払われている金額については、前年度よりも27.8%も上がったというのは確認されていないということですね。一応長期包括で10年間、21年度から30年度まで点検修繕の費用が3億6,490万円ということで、それで年度ごとに計画で、この年度、27年度は5,320万円の計画なんです。点検修繕費ね。5,320万円の範囲でしか渡せへんよということで、これでやってやということで、これで足りているんやったら支払う必要はないんじゃないかなと。足りているんやったら。足りないんやったら、それはまたちょっと考えてあげないといけないかな、人件費がほんまに上がっているというのが確認できて。だけど、渡し切りですや、これね。余っても返してもらえないけど、足らなくても差し上げないとね。余ったら返してやじゃなく、余っても渡しっきりで、足らなくてもそれで頑張るってねというのが長期包括の趣旨で、5,320万円の範囲で27年度おさまっているんであれば、そんな無理して払わなくても、忠岡町はさっき私、500万あったらあの文化会館とスポーツセンター、もう1日あけられるのに、ここで767万、これ、欲しいわというふうに思いながらね、今ちょっと聞いてるんですけども、5,320万円の範囲でおさまっていらっしゃいますでしょうか。点検修繕費、27年度。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

これは計画的な部分で、平成20年度に出ている金額でございますので、それだけかかっているという形で、今年度これだけかかっているというような部分で、我々のほうへ報

告は上がってはきません。

5 番（是枝 綾子議員）

きませんね。

住民部（軒野 成司部長）

はい。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員、これで3回目ですので、ご了承ください。

5 番（是枝 綾子議員）

ということは5, 320万円、この計画で、ことしはこれだけでやってねという範囲でおさまっているかどうかは確認できないということですか、そしたら。確認の必要はありますか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

我々として確認するすべがないと思います。また、我々のほうから、そういう資料を出せというような形の部分を仮に出ささせていただいたとしても、その辺は企業秘密等のほかの法律がございますので、関連法令にのっとって出てこないのではないかなというふうに思います。

5 番（是枝 綾子議員）

議長、一言ちょっと、質問ではないんですけれども。

議長（和田 善臣議員）

ごく簡潔にお願いします。簡潔に。

5 番（是枝 綾子議員）

一言ちょっと、締めでね。そしたらこれ、3億6, 490万円の修繕点検費で10年間いってくださいと言っている。ことしは27年度は5, 320万円というふうな、これを超えているのか、これよりも大分下なのかというのはわからないと。出てこないと。だけど、支払っているかどうかはわからない。だからわからないということですね。だから、ほんまに足りてるんやったら出す必要はないというのが住民目線なんです。そういうことなんで、私はこれでは納得しにくいなというふうにちょっと思います。出すにはね。忠岡町、お金があればいいんですけど、ないと。財政健全化の折、これは頑張って削減してね。足りてるんやったら削減していただくというのが本来ではないかなというふうには申

し上げておきます。

議長（和田 善臣議員）

答弁、いいですか。

5 番（是枝 綾子議員）

答弁、していただけるなら。

議長（和田 善臣議員）

もうこれで回数は終わっていますので、また高迫議員同様、やってください。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております日程第 9 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度忠岡町一般会計補正予算（第 2 号）については、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

したがって、日程第 9 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度忠岡町一般会計補正予算（第 2 号）については、福祉文教常任委員会に付託することに、決定いたしました。

本件に係る報告は、次期開会日をお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第 1 0 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。



町長（和田 吉衛町長）

議案第43号 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1,550万9,000円で、これを補正することにより、予算総額は24億7,283万7,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料現年度分1,464万5,000円を計上、第3款 国庫支出金で、国保制度関係業務準備事業費補助金86万4,000円を計上。

歳出につきましては、第1款 総務費で、財源更正を行うものであります。第10款 諸支出金で、前年度療養給付費等負担金精算返還金1,550万9,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第43号 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第11 議案第44号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計補正予算 (第1号) についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第44号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計補正予算 (第1号) について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、844万3,000円で、これを補正することにより、予算総額は14億4,128万2,000円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、地域介護・福祉空間整備推進交付金329万2,000円を計上、第8款 繰越金で、前年度繰越金515万1,000円を計上。

歳出につきましては、第1款 総務費で、介護ロボット導入促進事業補助金329万2,000円を計上、第4款 基金積立金で、介護給付費準備基金積立金190万3,000円を計上、第6款 諸支出金で、前年度国庫支出金精算返還金154万8,000円を計上、前年度府支出金精算返還金164万円を計上、前年度支払基金交付金精算返還金6万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番 (是枝 綾子議員)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

歳出の介護ロボットの導入促進事業の補助金なんですが、申請が出ている4つの法人のほうにいろいろ、見守る分ですとか、デイサービスの介護ロボットとか、マッスルスーツとかね。そういったものに使われるというのですが、申請が補助金ね、これが欲しいということで上がったのは4法人だけだったんでしょうか。ほかからは出てなかったでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、5法人8営業所から申請のほうがございました。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

希望が、申請が出ていたところには一応こういう介護ロボットが支給されるということですか、補助金が支給されるということになっているということですね。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

最終決定が4法人ということでございますので、1法人さんは今回は無理であったということでございます。

5 番（是枝 綾子議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

5法人から上がって、4法人のほうでということで、それは国の基準か何かでそのようになったんでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい、そのとおりでございます。本町のほうからは一応国のほうに申請を出しまして、国のほうで協議された中で、当初は国のほうの予想していた以上の申請がございましたので、その中で検討されまして、結果こういうことになりました。

議長（和田 善臣議員）

よろしいでしょうか。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第44号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第12 議案第45号 平成28年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第45号 平成28年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、895万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は4億2,454万5,000円となります。

歳入につきましては、第4款 繰越金で前年度繰越金895万7,000円を計上。

歳出につきましては、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で後期高齢者医療保険料等納付金655万5,000円を計上、第3款 諸支出金で前年度分保険料払戻金38万円を計上、前年度一般会計繰入金返還金202万2,000円を計上するものであります。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第45号 平成28年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第13 認定第1号 平成27年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第2号 平成27年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件を一括して上程いたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

これより各決算認定に関する提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成27年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、概要説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

認定第1号 平成27年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会に提出し認定を賜る次第でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額64億7,107万3,519円、歳出決算額64億6,625万9,113円、差引481万4,406円は、平成28年度へ繰越をいたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきまして、歳入決算額 2 3 億 1, 9 9 7 万 1, 4 8 2 円、歳出決算額 2 4 億 3, 9 1 0 万 1, 0 4 0 円、差引 1 億 1, 9 1 2 万 9, 5 5 8 円の歳入不足が生じたので、さきの 6 月議会において、平成 2 8 年度より繰上充用の補正を行い、議決を得た次第でございます。

次に、介護保険特別会計につきまして、歳入決算額 1 3 億 4, 9 7 9 万 3, 3 9 7 円、歳出決算額 1 3 億 4, 4 6 4 万 2, 7 7 1 円、差引 5 1 5 万 6 2 6 円は、平成 2 8 年度へ繰越をいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきまして、歳入決算額 4 億 3, 6 9 0 万 2, 0 3 5 円、歳出決算額 4 億 2, 7 9 4 万 5, 6 6 9 円、差引 8 9 5 万 6, 3 6 6 円は、平成 2 8 年度へ繰越をいたしました。

次に、下水道事業特別会計につきまして、歳入決算額 1 0 億 8, 7 2 7 万 6, 0 1 4 円、歳出決算額 1 1 億 1, 6 8 5 万 9, 5 3 3 円、差引 2, 9 5 8 万 3, 5 1 9 円の歳入不足が生じたので、平成 2 8 年度より繰上充用をいたしました。

以上、各会計別決算額を申し上げましたが、内容につきましては、事項別明細書により審査の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

次に、認定第 2 号 平成 2 7 年度忠岡町水道事業会計決算認定について、概要説明を求めます。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

認定第 2 号 平成 2 7 年度忠岡町水道事業会計決算認定について、提出者の町長にかわりましてご説明を申し上げます。

本件は、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、町議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

収益的収支につきまして、収入では、水道事業収益決算額 3 億 5, 6 2 1 万 7 7 3 円で、内訳につきましては、営業収益 3 億 5, 0 6 4 万 4, 5 5 8 円、営業外収益 3 1 2 万 6, 5 2 7 円、特別利益 2 4 3 万 9, 6 8 8 円であります。

支出につきましては、水道事業費用決算額 3 億 2, 0 7 2 万 7, 9 1 5 円で、内訳につきましては、営業費用 3 億 9 6 7 万 7, 6 3 7 円、営業外費用 1, 1 0 5 万 2 7 8 円、特別損失、予備費は執行ございません。

収支差引、3, 5 4 8 万 2, 8 5 8 円の利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入 3, 5 7 0 万円で、内訳としまして企業

債3,570万円でございます。

支出につきましては、5,955万8,456円で、内訳につきましては、建設改良費3,582万8,358円、企業債償還金2,373万98円でありまして、収支差引2,385万8,456円の不足であります。損益勘定留保資金で措置しております。

以上、決算数値を申し上げましたが、内容審査の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の概要説明は、以上のとおりです。

お諮りいたします。

本件は、先例により、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、以上2件は6名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

前田 弘議員・前田長市議員・是枝綾子議員・河野隆子議員・三宅良矢議員・森 政雄議員、以上の6名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後3時30分から再開いたします。

（「午後3時13分」休憩）



議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後 3 時 3 0 分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

この際ご報告いたします。委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、決算審査特別委員会の正・副委員長も決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長に森 政雄議員、副委員長に是枝綾子議員、以上であります。

なお、本件の審査報告は、次の定例会においてご報告願います。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、議了したので、本日の会議を打ち切り、議事の都合によって、あすから 9 月 1 5 日までの 7 日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、あすから 9 月 1 5 日までの 7 日間、休会することに決定いたしました。

次回本会議は、来る 9 月 1 6 日午前 1 0 時より、再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

（「午後 3 時 3 1 分」散会）